

—第 5 編 資料編—

## 地形分類図



- a.丘陵・台地 b.砂堤列Ⅰ c.砂堤列Ⅱ d.砂堤列Ⅲ e.旧期砂丘 f.中期砂丘  
 g.新期砂丘 h.自然堤防 i.堤間低地, 谷底平野, 旧河道, 後背湿地 j.縄文時代前期遺跡 k.縄文時代中期遺跡 l.縄文時代中期/後期遺跡 m.縄文時代後期遺跡 n.縄文時代中期/後期/晩期遺跡

### 匠瑤市付近の地形分類図

(森脇広(1979) 九十九里浜平野の地形発達史. 第四紀研究, 18, 1-16「九十九里平野の微地形」を一部改変)

千葉県が影響を受けた主な地震・津波履歴表（江戸時代以降）

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	県内最大震度	地 変	津 波	人命・ 家屋等の被害
		東経北緯	震央地名					
1	1605. 2. 3 (慶長9年12月16日)	134. 9 33. 0	東海・ 南海・ 西海諸島	7. 9			房総半島東岸に大津波が来襲した。一時潮が引いて30余町(30ha)干潟になり、ついで津波が来襲した。上総下総の沿岸45か村の漁村農村が押し流された。大津波は小山の中腹まで押し寄せた。	死者多数
2	1677. 11. 4 (延宝5年10月9日)	142. 0 35. 5	磐城・ 常陸・ 安房・ 上総・ 下総	8. 0		勝浦から東浪見にかけて多くの被害が発生した。	房総沿岸に大津波があった。各地の推定津波浸水高は、東浪見村6.0~7.5m、矢指戸村5.5~7.0m、岩船浦6.5~8.0m、御宿浦4.5~7.0m、沢倉村5.5~7.0mなどであった。	銚子市高神1万余の樹木が倒れた。家や漁船の被害が大きかった。東浪見で倒家50戸、水死者97名、和泉浦で倒家多数、田畑浸水、水死者13名、大原で倒家25戸、水死者9名、矢差戸で倒家25戸、水死者13名、岩船で倒家40戸、水死者57名、御宿で倒家30戸、水死者36名
3	1703. 12. 31 (元禄16年11月23日)	139. 8 34. 7	江戸・ 関東諸国	7. 9 ~ 8. 2	6	安房地方で山くずれが多く発生した。嶺岡山で亀裂が生じたのをはじめ各地で地割れが生じた。	房総沿岸に大津波があった。各地の痕跡高は、御宿8m、勝浦7m、鴨川6.5m、千倉9.2m、相浜11~12m、保田6.5mなどであった。	津波による被害が主であった。安房小湊で570軒流失、死者100名、御宿で倒家440戸、死者20余名、千倉、布良で死者多数、九十九里南部津波で壊滅。
4	1855. 11. 11 (安政2年10月2日)	139. 8 35. 7	江戸及び 付近	7. 0 ~ 7. 1	6	浦安、船橋地区で地面に亀裂が生じ、噴砂がみられた。松戸から浦安にかけての地域で震度6。	木更津の海岸で小規模な津波がみられた。	下総地方で倒家多く、死傷者も多数発生した。
5	1909. 3. 13 (明治42年)	(8:19) 141. 5 34. 5 (23:29) 141. 5 34. 5	房総 半島沖	(8:19) 6. 7 (23:29) 7. 5		名洗で地盤に亀裂が生じた。		銚子で家屋の傾斜2戸と煙突の挫折があった。
6	1921. 12. 8 (大正10年)	140. 2 36. 0	茨城県 南部	7. 0	6. 8	印旛郡で道路に亀裂が生じた。		印旛郡で土蔵破壊数か所、千葉や成田で多少の被害があった。
7	1922. 4. 26 (大正11年)	139. 8 35. 2	千葉県 西岸	6. 9	5	布良で崖くずれ。		建物全壊8戸、破損771戸、小学校傾斜1棟。館山、木更津、大多喜等で土蔵や倉庫等の壁落下。

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	県内最大震度	地 変	津 波	人命・ 家屋等の被害
		東経北緯	震央地名					
8	1923. 9. 1 (大正 12 年)	139. 1 35. 3	神奈川県 西部	7. 9	6	安房地方で地割れ、噴砂、噴水が多見した。上総、安房地方の丘陵地では山くずれが多発した。三芳村付近に地震断層が生じた。	布良付近で津波による浸水があった。各地の推定津波高は布良 4. 5m、洲崎 4 m、勝山 2. 2m、木更津 1. 8 m などであった。	千葉県全体で死者 1, 335 名、負傷者 3, 426 名、行方不明者 7 名、全壊家屋 31, 186 戸、半壊 14, 919 戸、焼失 647 戸、流失 71 戸、建物の倒壊は安房、上総地方に多く、流失は布良の津波によるものである。
9	1953. 11. 26 (昭和 28 年)	141. 7 34. 0	房総半島 南東沖	7. 4	5		銚子付近で最大波高 3m 記録したが、被害なし。	館山、富崎で墓石が転倒し、犬吠埼灯台の水銀がこぼれた。
10	1960. 5. 23 (昭和 35 年)	74. 5W 39. 5S	チリ沖	8. 5			九十九里浜、銚子、勝浦、天羽などの海岸に津波がおこった。津波の波高は銚子で 153cm、布良で 67cm であった。	津波による被害は死者 1 名(銚子)、負傷 2 名、半壊家屋 11 戸、田畑の冠水 173ha に及んだ。
11	1987. 12. 17 (昭和 62 年)	140. 5 35. 4	千葉県東方沖	6. 7	5	山武、長生郡市を中心に、崖くずれ、道路の亀裂、陥没、堤防の沈下、地盤の液状化現象等が多数発生した。また、崖くずれの危険に伴う住民避難が生じた。		千葉県全体で死者 2 名、負傷者 161 名、全壊家屋 16 棟、半壊家屋 102 棟、一部損壊 71, 212 棟、断水 49, 752 戸、停電 287, 900 戸、ガス供給停止 4, 967 戸、ブロック塀等の倒壊 2, 792 か所が発生した。なお、住家被害のほとんどが屋根瓦の崩落によるものであった。
12	1989. 3. 6 (平成元年)	140. 7 35. 7	千葉県北東部	6. 0	5	佐原市ほか 4 町で農業用水施設(地下埋設管)に破損が生じた。		佐原市ほか 4 市町で屋根瓦の落下による家屋の一部破損が 12 棟、多古町において水道管の亀裂により断水 70 戸の被害がでた。
13	2005. 4. 11 (平成 17 年)		千葉県北東部	6. 1	5強			県内で家屋の一部損壊 4 棟の被害がでた。
14	2005. 7. 23 (平成 17 年)		千葉県北西部	6. 0	5弱			県内で負傷者 8 名、家屋の一部損壊 3 棟の被害がでた。その他、関東近県で約 6 万 4 千台のエレベータが停止し、78 件の閉じ込めが発生。 鉄道については、東北、上越、長野、東海道新幹線、関東地方の JR 等の各線で点検のため運転を中止し、運転再開まで最大で約 7 時間を要した。

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	県内最大震度	地 変	津 波	人命・ 家屋等の被害
		東経北緯	震央地名					
15	2011. 3. 11 (平成 23 年)	142. 9 38. 0	三陸沖	9. 0	6弱	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生した。市街地では、地震時、建物はゆっくりと大きく揺れ、道路では敷地等の境がずれるように水平移動を繰り返し、間もなく地面から大量の泥水が沸き出した。マンホールは歩道の真ん中で大きく突出し、電柱や信号機は傾き、沈み込んだ。泥水の噴出とともに、戸建等の住宅がゆっくりと沈み込み、各地で噴砂、沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等の様々な液状化被害が発生した。水道、下水道等のライフラインも、液状化により至る所で管が破壊された。	津波観測点「銚子」では押波による第一波を15時13分に観測。17時22分に津波の最大の高さ2.5mを観測した。潮位計のデータでは、13日以降も津波による潮位変化が観測されている。九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から3km近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から18.8kmまで遡上、浸水面積は九十九里地域(銚子市～いすみ市)で23.7km <sup>2</sup> に達した。この津波は、旭市飯岡地区に甚大な被害をもたらした。海岸防衛ラインの背後に砂丘や保安林のないこの地区に、7.6mと推定される第3波の津波が襲来し、県民の生命・財産を奪い去った。	平成 29 年 4 月 3 日現在死者 20 名(うち、津波による死者 14 名(旭市 13 名、山武市 1 名)、行方不明者 2 名(津波による)、負傷者 261 名。建物全壊 801 棟、半壊 10,152 棟、一部損壊 55,043 棟、建物火災 15 件、床上浸水 157 棟、床下浸水 731 棟。水道断水 177,254 戸、減水 129,000 戸。下水道 24,300 戸で使用制限。ガス 8,631 戸で停止。電気 347,000 戸で停電。国道、県道で全面通行止め 33 カ所、片側通行規制 12 カ所。農業施設の損壊 2,257 カ所ほか。漁船転覆・乗り上げ等 390 隻。石油コンビナート爆発事故(市原市)。福島第一原発事故による計画停電、放射性物質に伴う農林水産物の出荷制限や観光等の風評被害、上下水道施設や一般廃棄物処理施設から発生される焼却灰や汚泥からも高濃度の放射性物質が検出。
16	2012. 3. 14 (平成 24 年)	140. 9 35. 7	千葉県東方沖	6. 1	5強	銚子市市道の一部で、液状化による噴砂等が発生した。		県内で死者 1 名、負傷者 1 名、家屋の一部損壊 3 棟の被害があった。その他、銚子市ではブロック塀等が 4 か所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約 14,800 軒以上に断水が発生した。
17	2018. 7. 7 (平成 30 年)	140. 6 35. 1	千葉県東方沖	6. 0	5弱			被害なし
18	2019. 5. 25 (令和元年)	140. 3 35. 2	千葉県東方沖	5. 1	5弱			県内で軽傷者 1 名(千葉市)
19	2020. 6. 25 (令和 2 年)	141. 1 35. 5	千葉県東方沖	6. 1	5弱			県内で重傷者 1 名(市原市)、軽傷者 1 名(いすみ市)

千葉県地域防災計画(令和3年度修正)より抜粋

## 東日本大震災による被害状況

令和4年8月1日現在

1 家屋(住家)			
①	建物全壊	7棟	
②	建物半壊	20棟	
③	建物一部破損	1,701棟	
④	床上浸水	9棟	
⑤	床下浸水	24棟	
2 家屋(非住家)			
①	建物全壊	5棟	
②	建物半壊	7棟	
③	建物一部破損	431棟	
④	床上浸水	4棟	
⑤	床下浸水	7棟	

# 平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）産業別・施設別等被害状況調査報告書

平成23年5月25日現在

区分		箇所数等	金額(千円)	備考
土木施設被害	道路・側溝	市道 55路線 910m	54,344	
農業被害	農地	田 1箇所 0.8ha	200	液状化
		塩害を受けた田畑 42ha (共興地区(吉崎・長谷)・野田地区(新堀))		
	農業用施設	農道 18箇所 229m	6,047	
		水路 58箇所 2,090m	181,662	
		新堀川フェンス 43.5m	504	
農産物	2.7ha (ミニトマト1.7ha、トマト0.3ha、きゅうり0.7ha)	24,135	県、農協、市の合同現地調査	
水産業被害	漁業	51艘(転覆9艘、岸壁乗上げ22艘、破損20艘)・魚網	230,000	海匠漁業協同組
工業被害	施設	みどり平工業団地 11棟	5,160	みどり平工業団
	設備等	みどり平工業団地 製品・仕掛品、操業停止等	55,833	地連絡協議会調査
商工業被害	建物等	建物等 64件	15,950	匠瑤市商工
	設備等	商品・機械工具等 50件	26,120	会調査
公共施設被害	消防施設等	消防機庫2箇所・消防自動車1台	235	
	文教施設	小学校11校・中学校3校・八日市場学校給食センター	8,624	
		八日市場ドーム・のさかアリーナ・八日市場図書館	4,289	
	福祉施設	市民ふれあいセンター	1,392	
	庁舎	市役所庁舎	7,079	
	病院施設	市民病院	391	
その他	いいぐら団地	8,539		
	吉崎浜野外活動施設・吉崎浜野外トイレ・観光看板・勤労青少年	2,687		

	市民ふれあいセンター	野添農林環境改善センター	共興小学校	野田小学校	野添中学校	栄小学校	平和小学校	勤労青少年ホーム	市民病院	合計
人数	112	608	600	85	100	304	18	25	43	1,895

※ 人数は、3月11日から4月11日までの延べ人数を示しています。

ライフライン	電気	3月12日 19:30 市内全域復旧
	水道	3月12日 19:30 市内全域送水開始 3月15日 市内全域復旧

匠瑤市義援金	
58件	4,596,195円

匠瑤市見舞金	
7件	4,375,000円

災害派遣	派遣団体	派遣先	機関	延べ人数
	匠瑤市	旭市避難所	4月30日～5月14日 (15日間)	30
	匠瑤市横芝町消防組合	福島県南相馬市	4月13日～ 22日 (10日間)	70

福島県からの避難状況	7世帯 21人
------------	---------

令和元年房総半島台風（台風第 15 号）による被害状況

令和 4 年 12 月 1 日現在

人的被害	死者	0 名		
	行方不明	0 名		
	重傷者	0 名		
	軽傷者	1 名		
住家被害	全壊	4 棟		
	半壊	15 棟		
	一部損壊	2,319 棟		
	床上浸水	0 棟		
	床下浸水	0 棟		
道路被害等	国道	7 箇所	倒木、倒竹	
	県道	35 箇所	倒木、倒竹	
	市道	209 箇所	倒木、倒竹	
	農道	26 箇所	倒木、倒竹	
	土砂崩落	20 箇所	法面	
	交通安全施設	55 件	カーブミラー、標識等	
火災	住家	全焼	0 棟	
		半焼	0 棟	
		燃損	0 棟	
	危険物	0 箇所		
	その他非住家	0 箇所		
停電	復旧	市内全域 9 月 9 日～16 日 (停電ピーク時 15,600 軒)		



令和元年東日本台風（台風第19号）による被害状況

令和4年12月1日現在

人的被害	死者	0名	
	行方不明	0名	
	重傷者	0名	
	軽傷者	0名	
住家被害	全壊	0棟	
	半壊	0棟	
	一部損壊	13棟	
	床上浸水	0棟	
	床下浸水	0棟	
道路被害等	国道	0箇所	
	県道	3箇所	倒木、倒竹
	市道	20箇所	倒木、倒竹
	農道	0箇所	
	土砂崩落	4箇所	法面
	交通安全施設	29件	カーブミラー、標識等
火災	住家	全焼	0棟
		半焼	0棟
		燃損	0棟
	危険物	0箇所	
	その他非住家	0箇所	
停電	復旧	市内全域 10月12日～13日 (停電ピーク時 400軒)	

## 風水害履歴表

発生年月日	気象の状況	気象現象名	主な被害状況
平成 19 年 7 月 14 日～15 日	台風 4 号	大雨警報・洪水警報・暴風警報	床下浸水 10 件 住家 一部損壊 4 件 非住家 一部損壊 1 件 土砂崩れ 3 件 農地・治山関係被害 12 件 市道崩落等 85 件
平成 19 年 9 月 6 日～7 日	台風 9 号	大雨警報・洪水警報・暴風警報 波浪警報	住家 一部損壊 72 件 非住家 全壊2件、半壊1件、一部損壊4件 市役所 一部損壊（ガラス） 農産被害 10 件 停電発生 土砂崩落 3 件 農地・治山関係被害 12 件 市道崩落等 85 件
平成 21 年 8 月 10 日	停滞前線	大雨警報・洪水警報	道路冠水等
平成 21 年 10 月 8 日	台風 18 号	大雨警報・暴風警報・波浪警報	停電発生 417 戸
平成 22 年 9 月 8 日	台風 9 号	大雨警報・洪水警報	床下浸水 1 件
平成 22 年 10 月 9 日～10 日	停滞前線	大雨警報・洪水警報	土砂崩れ 4 件 道路冠水等
平成 23 年 5 月 31 日	停滞前線	暴風警報	道路への倒木 1 件
平成 23 年 6 月 13 日	停滞前線	大雨警報	道路冠水等
平成 23 年 9 月 21 日	台風 15 号	大雨警報・洪水警報・暴風警報 波浪警報	停電発生 300 戸 倒木等
平成 23 年 10 月 22 日	停滞前線	大雨警報	床下浸水 1 件 道路冠水等
平成 25 年 4 月 6 日	停滞前線	暴風警報・波浪警報	停電発生 1,000 戸
平成 25 年 9 月 5 日	台風 18 号	暴風警報・波浪警報	停電発生 1,600 戸 道路への倒木 3 件
平成 25 年 10 月 15 日～16 日	台風 26 号	大雨警報・洪水警報・暴風警報	建物の一部損壊 14 件 がけ崩れ・土砂崩落 57 件 道路への倒木 23 件 電線への倒木 3 件 道路冠水等 16 件 県道崩落 1 件（主要地方道佐原八日市場線） 教育施設被害 3 件 都市公園施設 2 件
平成 25 年 10 月 20 日	停滞前線	大雨警報	がけ崩れ・土砂崩落 4 件 床下浸水 2 件 床上浸水 1 件 道路冠水等
平成 26 年 2 月 8 日～9 日	停滞前線	暴風雪警報・波浪警報	停電発生 430 戸
平成 26 年 2 月 15 日	停滞前線	大雨警報	都市公園施設被害 1 件 道路冠水等
平成 26 年 2 月 15 日	台風 11 号	大雨警報・洪水警報	がけ崩れ・土砂崩落 6 件 道路冠水等 教育施設被害 3 件
平成 26 年 10 月 5 日～6 日	台風 18 号	大雨警報・洪水警報・暴風警報	床下浸水 1 件 道路への倒木 18 件 道路冠水等 住家 一部損壊 3 件 停電発生 2,500 戸 市役所倉庫被害 2 件 教育施設被害 1 件
平成 26 年 10 月 13 日～14 日	台風 19 号	暴風警報・波浪警報	停電発生 1,300 戸
平成 27 年 5 月 12 日～13 日	台風 6 号	暴風警報	停電発生 2,700 戸
平成 27 年 10 月 1 日～2 日	停滞前線	暴風警報	停電発生 600 戸

発生年月日	気象の状況	気象現象名	主な被害状況
平成 28 年 8 月 22 日～23 日	台風 9 号	大雨警報・洪水警報・暴風警報	停電発生 4,400 戸 床下浸水 1 件
平成 28 年 8 月 29 日～30 日	台風 10 号	波浪警報	停電発生 300 戸
平成 28 年 9 月 13 日	停滞前線	大雨警報・洪水警報	床下浸水 3 件
平成 29 年 10 月 20 日～21 日	台風 21 号	大雨警報・洪水警報・暴風警報 波浪警報・高潮警報	停電発生 1,900 戸 人的被害 1 件 非住家 全壊 1 件 がけ崩れ・土砂崩落 7 件
平成 29 年 10 月 29 日～30 日	台風 22 号	大雨警報・暴風警報・波浪警報	がけ崩れ 1 件
平成 30 年 9 月 30 日～10 月 1 日	台風 24 号	大雨警報・暴風警報・波浪警報	停電発生 1,000 戸
令和元年 9 月 8 日～9 日	台風 15 号	大雨警報・洪水警報・暴風警報 波浪警報	停電発生 15,600 戸 人的被害 1 件 住家 全壊 4 件 住家 半壊 15 件 住家 一部損壊 2,308 件 道路への倒木 277 件 がけ崩れ・土砂崩落 20 件 道路冠水等
令和元年 10 月 12 日～13 日	台風 19 号	大雨警報・暴風警報・波浪警報 高潮警報	停電発生 400 戸 住家 一部損壊 13 件 道路への倒木 23 件 がけ崩れ・土砂崩落 4 件 道路冠水等
令和元年 10 月 19 日	停滞前線	大雨警報・洪水警報	床下浸水 1 件 道路への倒木 3 件 がけ崩れ・土砂崩落 6 件 道路冠水等 都市公園施設被害 1 件 教育施設被害 1 件
令和元年 10 月 25 日	停滞前線	大雨警報・洪水警報・波浪警報	停電発生 100 戸未満 床下浸水 2 件 道路への倒木 13 件 道路破損 1 件 がけ崩れ・土砂崩落 44 件 道路冠水等
令和 2 年 4 月 13 日～14 日	停滞前線	暴風警報・波浪警報	住家 一部損壊 1 件 道路への倒木 2 件 土砂崩落 1 件
令和 3 年 7 月 2 日～3 日	停滞前線	大雨警報・洪水警報	土砂崩落 5 件 道路破損 1 件 道路冠水等
令和 3 年 7 月 13 日	停滞前線	大雨警報	道路冠水等
令和 3 年 8 月 8 日	台風 10 号	大雨警報・波浪警報	床下浸水 1 件 がけ崩れ・土砂崩落 5 件 道路への倒木 1 件 電線への倒木 1 件 道路冠水等
令和 3 年 8 月 15 日	停滞前線	大雨警報	停電発生 350 戸 住家 一部損壊 2 件 がけ崩れ・土砂崩落 4 件 道路破損 1 件
令和 3 年 10 月 1 日	台風 16 号	暴風警報・波浪警報	停電発生 1,780 戸 土砂崩落 1 件 道路への倒木 20 件 道路冠水等
令和 4 年 9 月 24 日	台風 15 号	大雨警報・洪水警報	土砂崩落 3 件 道路冠水等

土砂災害警戒区域等一覧

令和4年4月1日現在

番号	箇所番号	告示箇所名	字名	公示(警戒区域)	公示(特別警戒区域)
1	I-0668	大寺 11	大寺	R2.3.31 千第 207 号	R2.3.31 千第 218 号
2	I-0669	飯塚 15	飯塚	R2.3.31 千第 207 号	R2.3.31 千第 218 号
3	I-0670	飯塚 2	飯塚	R2.3.31 千第 207 号	R2.3.31 千第 218 号
4	I-0671	八重崎 1	椿	R2.3.31 千第 207 号	R2.3.31 千第 218 号
5	I-0672	八重崎 2	椿八重崎	H22.6.18 千第 487 号	H22.6.18 千第 488 号
6	I-0673	八日市場ハ 4	八日市場ハ	R2.3.31 千第 207 号	R2.3.31 千第 218 号
7	I-0674	八日市場口 3	八日市場口	R2.3.31 千第 207 号	R2.3.31 千第 218 号
8	I-0675	米倉	米倉	H22.6.18 千第 487 号	H22.6.18 千第 488 号
9	I-0676	貝塚 6	貝塚	R2.3.31 千第 207 号	R2.3.31 千第 218 号
10	I-0677	久方 1	久方	R2.3.31 千第 207 号	R2.3.31 千第 218 号
11	I-0678	栄	吉田栄	H22.6.18 千第 487 号	H22.6.18 千第 488 号
12	I-0679	谷 1	吉田谷	H22.6.18 千第 487 号	H22.6.18 千第 488 号
13	I-0680	谷 2	吉田谷	H22.6.18 千第 487 号	H22.6.18 千第 488 号
14	I-0681	江川	吉田	R2.3.31 千第 207 号	R2.3.31 千第 218 号
15	I-0682	吉田 10	吉田	R2.3.31 千第 207 号	R2.3.31 千第 218 号
16	I-0683	南山崎 1	南山崎	H22.6.18 千第 487 号	H22.6.18 千第 488 号
17	I-0684	入山崎 5	入山崎	R2.3.31 千第 207 号	R2.3.31 千第 218 号
18	I-0685	大堀 1	大堀	H22.6.18 千第 487 号	H22.6.18 千第 488 号
19	I-0686	大堀 2	大堀	H22.6.18 千第 487 号	H22.6.18 千第 488 号
20	I-0687	大堀 3	大堀	H22.6.18 千第 487 号	H22.6.18 千第 488 号
21	I-1381	飯高 1	飯高	H22.6.18 千第 487 号	H22.6.18 千第 488 号
22	I-1528	飯高 2	飯高	H22.6.18 千第 487 号	H22.6.18 千第 488 号
23	I-1529	大寺 1	大寺	H22.6.18 千第 487 号	H22.6.18 千第 488 号
24	I-1530	長岡 1	長岡	H22.6.18 千第 487 号	H22.6.18 千第 488 号
25	II-2165	金原 1	金原	R2.3.31 千第 207 号	R2.3.31 千第 218 号
26	II-2167	飯高 17	飯高	H22.6.18 千第 487 号	H22.6.18 千第 488 号
27	II-2169	飯高 3	飯高	H22.6.18 千第 487 号	H22.6.18 千第 488 号
28	II-2170	大寺 6	大寺	H22.6.18 千第 487 号	H22.6.18 千第 488 号
29	II-2171	大寺 2	大寺	R2.3.31 千第 207 号	R2.3.31 千第 218 号
30	II-2172	大寺 3	大寺	H22.6.18 千第 487 号	H22.6.18 千第 488 号
31	II-2173	大寺 4	大寺	R2.3.31 千第 207 号	R2.3.31 千第 218 号
32	II-2174	大寺 5	大寺	R2.3.31 千第 207 号	R2.3.31 千第 218 号
33	II-2175	金原 3	金原	H22.6.18 千第 487 号	H22.6.18 千第 488 号
34	II-2176	片子 1	片子	H22.6.18 千第 487 号	H22.6.18 千第 488 号
35	II-2177	片子 2	片子	H22.6.18 千第 487 号	H22.6.18 千第 488 号
36	II-2178	片子 3	片子	H22.6.18 千第 487 号	H22.6.18 千第 488 号
37	II-2179	片子 4	片子	H22.6.18 千第 487 号	H22.6.18 千第 488 号

番号	箇所番号	告示箇所名	字名	公示(警戒区域)	公示(特別警戒区域)
38	Ⅱ-2180	片子5	片子	H22.6.18千第487号	H22.6.18千第488号
39	Ⅱ-2181	飯高4	飯高	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
40	Ⅱ-2182	飯高5	飯高	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
41	Ⅱ-2183	飯高6	飯高	H22.6.18千第487号	H22.6.18千第488号
42	Ⅱ-2184	飯高7	飯高	H22.6.18千第487号	H22.6.18千第488号
43	Ⅱ-2185	飯高8	飯高	H22.6.18千第487号	H22.6.18千第488号
44	Ⅱ-2186	飯高9	飯高	H22.6.18千第487号	H22.6.18千第488号
45	Ⅱ-2187	飯高10	飯高	H22.6.18千第487号	H22.6.18千第488号
46	Ⅱ-2188	飯高11	飯高	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
47	Ⅱ-2189	飯高12	飯高	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
48	Ⅱ-2190	飯高13	飯高	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
49	Ⅱ-2191	飯高14	飯高	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
50	Ⅱ-2192	飯高15	飯高	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
51	Ⅱ-2193	飯高16	飯高	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
52	Ⅱ-2194	内山1	内山	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
53	Ⅱ-2195	内山2	内山	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
54	Ⅱ-2197	大寺7	大寺	H22.6.18千第487号	H22.6.18千第488号
55	Ⅱ-2199	内山3	内山	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
56	Ⅱ-2200	内山4	内山	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
57	Ⅱ-2201	飯塚1	飯塚	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
58	Ⅱ-2202	飯塚14	飯塚	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
59	Ⅱ-2203	飯塚3	飯塚	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
60	Ⅱ-2204	飯塚4	飯塚	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
61	Ⅱ-2205	飯塚5	飯塚	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
62	Ⅱ-2206	飯塚6	飯塚	R2.3.31千第207号	-
63	Ⅱ-2207	飯塚7	飯塚	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
64	Ⅱ-2208	飯塚8	飯塚	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
65	Ⅱ-2209	飯塚9	飯塚	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
66	Ⅱ-2210	飯塚10	飯塚	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
67	Ⅱ-2211	吉田1	吉田	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
68	Ⅱ-2212	吉田2	吉田	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
69	Ⅱ-2213	吉田3	吉田	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
70	Ⅱ-2214	吉田4	吉田	H22.6.18千第487号	H22.6.18千第488号
71	Ⅱ-2215	吉田5	吉田	H22.6.18千第487号	H22.6.18千第488号
72	Ⅱ-2216	入山崎1	入山崎	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
73	Ⅱ-2217	入山崎2	入山崎	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
74	Ⅱ-2218	入山崎4	入山崎	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
75	Ⅱ-2219	南山崎2	南山崎	H22.6.18千第487号	H22.6.18千第488号

番号	箇所番号	告示箇所名	字名	公示(警戒区域)	公示(特別警戒区域)
76	Ⅱ-2220	南神崎	南神崎	H22.6.18千第487号	H22.6.18千第488号
77	Ⅱ-2221	長岡3	長岡	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
78	Ⅱ-2222	長岡2	長岡	H22.6.18千第487号	H22.6.18千第488号
79	Ⅱ-2224	長岡4	長岡	H22.6.18千第487号	H22.6.18千第488号
80	Ⅱ-2225	長岡5	長岡	H22.6.18千第487号	H22.6.18千第488号
81	Ⅱ-2226	長岡6	長岡	H22.6.18千第487号	H22.6.18千第488号
82	Ⅱ-2227	長岡7	長岡	H22.6.18千第487号	H22.6.18千第488号
83	Ⅱ-2228	大浦1	大浦	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
84	Ⅱ-2229	大浦2	大浦	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
85	Ⅱ-2230	大浦3	大浦	H22.6.18千第487号	H22.6.18千第488号
86	Ⅱ-2231	大浦4	大浦	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
87	Ⅱ-2232	大浦5	大浦	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
88	Ⅱ-2233	大浦6	大浦	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
89	Ⅱ-2234	八辺1	八辺	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
90	Ⅱ-2235	八辺2	八辺	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
91	Ⅱ-2236	八辺3	八辺	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
92	Ⅱ-2238	八辺5	八辺	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
93	Ⅱ-2239	飯塚11	飯塚	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
94	Ⅱ-2240	大浦7	大浦	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
95	Ⅱ-2241	椿1	椿	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
96	Ⅱ-2242	椿2	椿	H22.6.18千第487号	H22.6.18千第488号
97	Ⅱ-2243	椿3	椿	H22.6.18千第487号	H22.6.18千第488号
98	Ⅱ-2244	飯塚12	飯塚	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
99	Ⅱ-2245	飯塚13	飯塚	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
100	Ⅱ-2246	椿4	椿	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
101	Ⅱ-2247	椿5	椿	H22.6.18千第487号	H22.6.18千第488号
102	Ⅱ-2248	亀崎1	亀崎	R2.6.2千第322号	R2.6.2千第324号
103	Ⅱ-2249	亀崎2	亀崎	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
104	Ⅱ-2250	久方2	久方	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
105	Ⅱ-2251	木積1	木積	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
106	Ⅱ-2252	木積2	木積	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
107	Ⅱ-2253	木積3	木積	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
108	Ⅱ-2254	木積4	木積	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
109	Ⅱ-2255	木積5	木積	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
110	Ⅱ-2256	田久保1	田久保	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
111	Ⅱ-2257	田久保2	田久保	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
112	Ⅱ-2258	木積6	木積	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号
113	Ⅱ-2259	富岡1	富岡	R2.3.31千第207号	R2.3.31千第218号

番号	箇所番号	告示箇所名	字名	公示(警戒区域)	公示(特別警戒区域)
114	Ⅱ-2260	中台 1	中台	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
115	Ⅱ-2261	中台 2	中台	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
116	Ⅱ-2262	中台 3	中台	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
117	Ⅱ-2263	生尾 1	生尾	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
118	Ⅱ-2264	生尾 2	生尾	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
119	Ⅱ-2265	生尾 3	生尾	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
120	Ⅱ-2266	八日市場イ 1	八日市場イ	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
121	Ⅱ-2267	八日市場イ 2	八日市場イ	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
122	Ⅱ-2268	八日市場イ 3	八日市場イ	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
123	Ⅱ-2269	八日市場イ 4	八日市場イ	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
124	Ⅱ-2270	八日市場口 1	八日市場口	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
125	Ⅱ-2271	八日市場口 2	八日市場口	R2. 7. 10 千第 395 号	R2. 7. 10 千第 396 号
126	Ⅱ-2272	宮本 1	宮本	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
127	Ⅱ-2273	宮本 2	宮本	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
128	Ⅱ-2274	八日市場ハ 1	八日市場ハ	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
129	Ⅱ-2275	八日市場ハ 2	八日市場ハ	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
130	Ⅱ-2276	八日市場ハ 3	八日市場ハ	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
131	Ⅱ-2277	田久保 3	田久保	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
132	Ⅱ-2278	新 1	新	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
133	Ⅱ-2279	新 2	新	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
134	Ⅱ-2280	貝塚 1	貝塚	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
135	Ⅱ-2281	貝塚 2	貝塚	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
136	Ⅱ-2282	貝塚 3	貝塚	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
137	Ⅱ-2283	貝塚 4	貝塚	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
138	Ⅱ-2284	飯倉 1	飯倉	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
139	Ⅱ-2285	飯倉 2	飯倉	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
140	Ⅱ-2286	富岡 2	富岡	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
141	Ⅱ-2287	飯倉 3	飯倉	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
142	Ⅱ-2288	飯倉 4	飯倉	H22. 6. 18 千第 487 号	H22. 6. 18 千第 488 号
143	Ⅱ-2289	飯倉 5	飯倉	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
144	Ⅱ-2290	飯倉 6	飯倉	H22. 6. 18 千第 487 号	H22. 6. 18 千第 488 号
145	Ⅱ-2291	飯倉 7	飯倉	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
146	Ⅱ-2292	飯倉 8	飯倉	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
147	Ⅱ-2293	飯倉 9	飯倉	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
148	Ⅱ-2294	飯倉 10	飯倉	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
149	Ⅱ-2295	飯倉 11	飯倉	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
150	Ⅱ-2296	木 1	木	H22. 6. 18 千第 487 号	H22. 6. 18 千第 488 号
151	Ⅱ-2297	木 2	木	H22. 6. 18 千第 487 号	H22. 6. 18 千第 488 号

番号	箇所番号	告示箇所名	字名	公示(警戒区域)	公示(特別警戒区域)
152	Ⅱ-2298	ホ 3	ホ	H22. 6. 18 千第 487 号	H22. 6. 18 千第 488 号
153	Ⅱ-2299	ホ 4	ホ	H22. 6. 18 千第 487 号	H22. 6. 18 千第 488 号
154	Ⅱ-2300	ホ 5	ホ	H22. 6. 18 千第 487 号	H22. 6. 18 千第 488 号
155	Ⅱ-2301	八日市場イ 5	八日市場イ	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
156	Ⅱ-2302	八日市場イ 6	八日市場イ	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
157	Ⅱ-2303	八日市場イ 7	八日市場イ	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
158	Ⅱ-2304	イ 8	イ	H22. 6. 18 千第 487 号	H22. 6. 18 千第 488 号
159	Ⅱ-2305	イ 9	イ	H22. 6. 18 千第 487 号	H22. 6. 18 千第 488 号
160	Ⅱ-2306	貝塚 5	貝塚	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
161	Ⅲ-0168	吉田 6	吉田	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
162	Ⅲ-0169	大寺 9	大寺	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
163	Ⅲ-0170	飯高 18	飯高	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
164	Ⅲ-0171	入山崎 3	入山崎	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
165	Ⅲ-0172	吉田 7	吉田	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
166	Ⅲ-0173	椿 6	椿	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
167	Ⅲ-0174	吉田 8	吉田	H22. 6. 18 千第 487 号	H22. 6. 18 千第 488 号
168	Ⅲ-0176	久方 3	久方	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
169	Ⅲ-0177	亀崎 3	亀崎	R2. 6. 2 千第 322 号	R2. 6. 2 千第 324 号
170	Ⅲ-1155	大寺 10	大寺	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
171	Ⅲ-1157	吉田 9	吉田	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号
172	Ⅲ-1159	飯倉 13	飯倉	H22. 6. 18 千第 487 号	H22. 6. 18 千第 488 号
173	Ⅲ-1160	飯倉 14	飯倉	R2. 3. 31 千第 207 号	R2. 3. 31 千第 218 号

※本市における土砂災害警戒区域等の自然現象の種類は全て「急傾斜地の崩壊」である。

#### 土砂災害警戒区域等内における要配慮者利用施設一覧

箇所番号	施設名称	所在地
I-0674	学校法人長戸路学園 敬愛大学八日市場高等学校	八日市場口 390 番地
Ⅱ-2271	匝瑳市立八日市場小学校	八日市場イ 2311 番地
Ⅱ-2287	匝瑳市立豊栄保育所	飯倉 1615 番地 1

資料：千葉県県土整備部河川環境課土砂災害対策室



## 急傾斜地崩壊危険区域一覧

令和4年4月1日現在

番号	地区名	所在地	指定面積 (平方メートル)	指定年月日	指定番号	告示番号
1	久方	久方	21,562.95	昭和47年9月26日	20	千第661号
2	飯塚	飯塚	11,602.33	昭和53年10月31日	56	千第877号
3	入山崎	入山崎	94,626.50	昭和61年11月21日	201	千第1081号
4	飯塚の2	飯塚	10,098.80	平成2年3月20日	257	千第202号
5	江川	吉田	37,015.68	平成2年10月5日 平成14年10月8日	267	千第791号 千第757号
6	大堀	大堀	41,440.88	平成3年10月8日	277	千第857号
7	大堀3	大堀	23,194.11	平成11年5月25日	392	千第540号
8	八重崎2	八重崎	17,835.60	平成12年9月26日	416	千第676号
9	豊和2	大寺	1,715.00	平成12年12月8日	420	千第851号
10	豊和3	大寺	2,357.88	平成18年4月28日	484	千第465号
11	谷1	吉田	11,558.41	令和3年1月19日	545	千第31号
計11箇所			273,008.14			

資料：千葉県県土整備部河川環境課土砂災害対策室

## 山地災害危険地一覧

令和3年3月31日現在

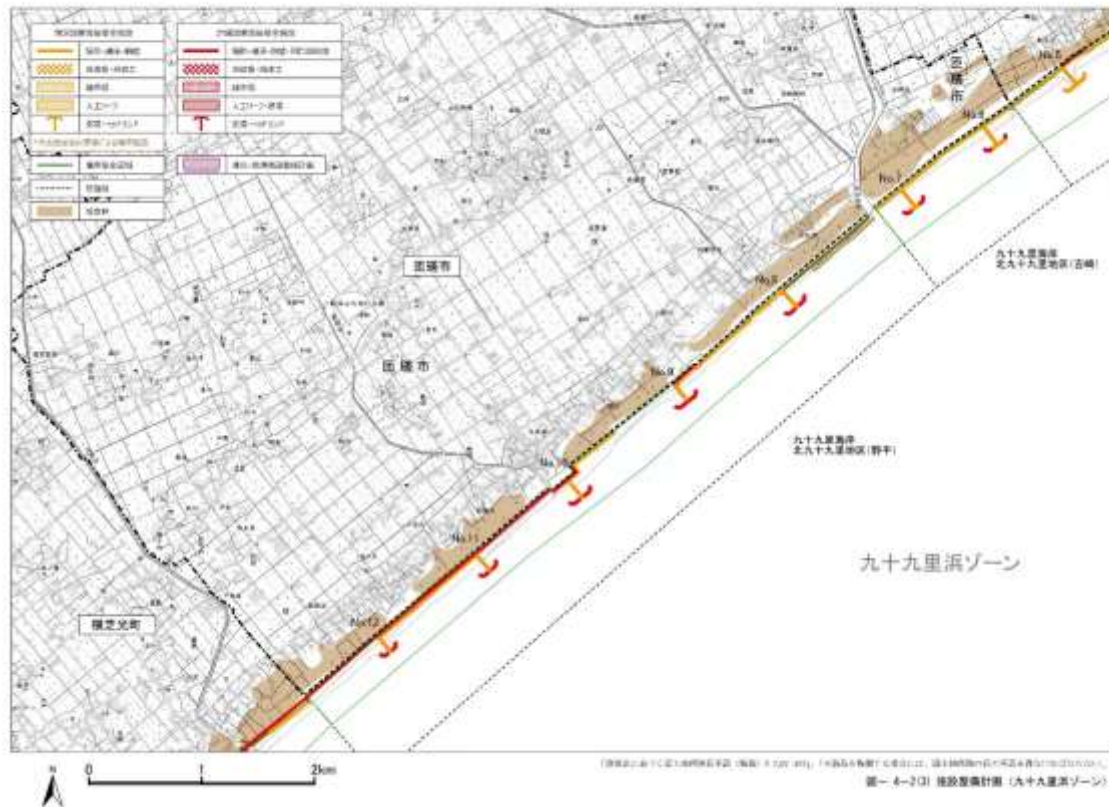
番号	地区区分	地区名	位置		直接保全対象施設			危険度 ランク
			大字	字	人家 戸数	公共施設		
						種類	数量	
235-214-001	山腹	吉田	吉田	名川谷	30	青年館	1	A
235-214-002	山腹	吉田	吉田	五郎谷	13			B
235-214-003	山腹	大堀	大堀	前原	17			A
235-214-004	山腹	飯高	飯高	池田	7			C
235-214-005	山腹	貝塚	貝塚	本郷	10	寺	1	B
235-214-006	山腹	新	新	要害	11			A
235-214-007	山腹	久方	久方	大倉山1	6			C
235-214-008	山腹	久方	久方	柳辺	2			C
235-214-009	山腹	木積	木積	青葉台	26	青年館	1	B
235-214-010	山腹	飯倉	飯倉	池端	8			C
235-214-011	山腹	飯倉	飯倉	西ノ内	28			B
235-214-012	山腹	飯倉	飯倉	台作	8	公民館	1	B
235-214-013	山腹	ホ	ホ	城台	21			B
235-214-014	山腹	田町	田町	石取	20			A
235-214-015	山腹	イ	イ	池下	6			C
235-214-016	山腹	イ	イ	要良	10			B
235-214-017	山腹	椿	椿	八重崎	11			B
235-214-018	山腹	大浦	大浦	南谷	2			C
235-214-019	山腹	ハ	ハ	鷲ノ山	6			A
235-214-020	山腹	口	口	愛宕	0	高校	1	A
235-214-021	山腹	吉田	吉田	浅間台	2			B
235-214-022	山腹	入山崎	入山崎	宮ハナ	4			B
235-214-023	山腹	大浦	大浦	小祖内	2			C
235-214-024	山腹	内山	内山	八石	1			C
235-214-025	山腹	飯高	飯高	柏崎	8			C
235-214-026	山腹	生尾	生尾	西ノ城	4	高校	1	B
235-214-027	山腹	吉田	吉田	見田	3			C
235-214-028	山腹	南山崎	南山崎	北表	6			C
235-214-029	山腹	内山	内山	柿谷	3			C
235-214-030	山腹	富岡	富岡	平台	4			C
235-214-031	山腹	入山崎	入山崎	向山	4			C

番号	地区区分	地区名	位置		直接保全対象施設			危険度 ランク
			大字	字	人家 戸数	公共施設		
						種類	数量	
235-214-032	山腹	宮本	宮本	長瀬	9			C
235-214-033	山腹	飯塚	飯塚	八ツ山	3			C
235-214-034	山腹	金原	金原	裏山	6			A
235-214-035	山腹	椿	椿	五正部	8			C
235-214-036	山腹	長岡	長岡	新田	8			C
235-214-037	山腹	吉田	吉田	南神崎	3			C
235-214-038	山腹	飯塚	飯塚	真々田	1			C
235-214-039	山腹	飯塚	飯塚	長者松・申上	4			B
235-214-040	山腹	亀崎	亀崎	東	1			C
235-214-041	山腹	貝塚	貝塚	宮原	1			C
235-214-042	山腹	ハ	ハ	東畑	1			B
235-214-043	山腹	イ	イ	東ノ妻	2	保育園	1	A
235-214-044	山腹	木積	木積	素読台	2			C
235-214-045	山腹	久方	久方	大倉台	1			C
235-214-046	山腹	吉田	吉田	見田	1			C
235-214-047	山腹	飯倉	飯倉	端地	2	保育園	1	B
235-214-048	山腹	貝塚	貝塚	本郷	3			C
235-214-049	山腹	貝塚	貝塚	本郷	3			C
235-214-050	山腹	大寺	大寺	山田	3	郵便局	2	B

資料：千葉県農林水産部森林課治山・保安林班

### 海岸保全区域、海岸保全施設等の高さの目安

海岸名	所管	高潮・高波から防護する施設の高さ (T.P.m)	現況天端高 (T.P.m)	設計津波の水位 (T.P.m)	海岸保全施設等の高さの目安 (T.P.m)
北九十九里地区 (吉崎)	水管理・国土保全局	4	4	6	6
北九十九里地区 (野手)	水管理・国土保全局	4	6	6	



千葉東沿岸海岸保全基本計画（令和3年3月）より抜粋

## 匝瑳市防災会議条例

平成 18 年 1 月 23 日  
条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、匝瑳市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 匝瑳市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 匝瑳市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(組織等)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 千葉県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 千葉県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
- (5) 匝瑳市教育委員会教育長
- (6) 匝瑳市横芝光町消防組合消防長
- (7) 匝瑳市消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める関係機関のうちから市長が委嘱する者

6 委員の定数は、30 人以内とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により、市長が委嘱又は任命した委員の任期は、当該特定の地位又は職にある期間とする。

(専門委員)

第 5 条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、匝瑳市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 6 条 防災会議の会議は、会長が必要と認めるときに招集し、会長が議長となる。

2 防災会議は、委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 防災会議の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 防災会議の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 29 日条例第 136 号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 27 日条例第 21 号)  
この条例は、公布の日から施行する。

# 匝瑳市防災会議委員一覧

令和4年11月1日現在

	職 名	氏 名
会 長	匝瑳市長	宮 内 康 幸
第1号委員 〔指定地方行政機関の職員〕	関東農政局地方参事官（千葉）	笥 直 樹
	銚子海上保安部長	境 祥 光
第2号委員 〔千葉県知事の部内の職員〕	海匝地域振興事務所長	千 脇 俊 秀
	海匝土木事務所長	花 岡 信 明
	海匝健康福祉センター長	井 元 浩 平
	海匝農業事務所長	本 宮 誠
第3号委員 〔千葉県警察の警察官〕	匝瑳警察署長	日 角 毅
第4号委員 〔匝瑳市の職員〕	匝瑳市副市長	宇 井 和 夫
	匝瑳市総務課長	布 施 昌 英
	匝瑳市環境生活課長	林 雅 之
	匝瑳市産業振興課長	奥 田 賢 二
	匝瑳市都市整備課長	飯 島 正 弘
	匝瑳市建設課長	嶋 田 誠 人
	匝瑳市福祉課長	菊 間 和 彦
	匝瑳市民病院事務局長	太 田 和 広
匝瑳市野栄総合支所長	大 川 洋	
第5号委員 〔教 育 長〕	匝瑳市教育委員会教育長	二 村 好 美
第6号委員 〔消 防 長〕	匝瑳市横芝光町消防組合消防長	土 屋 修
第7号委員 〔消防団長〕	匝瑳市消防団長	秋 山 忠 史
第8号委員 〔指定公共機関又は指定 地方公共機関の職員〕	日本郵便株式会社八日市場郵便局長	常 藤 恒 至
	東日本電信電話株式会社千葉事業部千葉支店長	境 麻 千 子
	東京電力パワーグリッド株式会社銚子事務所長	小 野 真 一
第9号委員 〔自主防災組織を構成する者 又は学識経験のある者〕	下出羽区自主防災会長	鈴 木 敏 夫
	栄地区自主防災会長	伊 野 喜 代 司
	千葉科学大学教授	藤 本 一 雄
第10号委員 〔必要と認める関係機関〕	一般社団法人旭匝瑳医師会長	福 島 俊 之
	一般社団法人香取匝瑳歯科医師会副会長	澁 谷 晴 夫
	匝瑳市区長会長	大 木 昭 男
	社会福祉法人匝瑳市社会福祉協議会長	平 山 新 治

## 匠瑛市災害対策本部条例

平成 18 年 1 月 23 日  
条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、匠瑛市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部に属する職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 27 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。



## 指定避難所・指定緊急避難場所等一覧

### ■指定避難所（一次避難所）

※災害対策基本法第49条の7に基づき、災害により、家屋の倒壊や消失などの被害を受けた方、または被害を受ける恐れがある方が、一定期間滞在する場として、指定避難所を指定しています。

全ての指定避難所（一次避難所）が指定緊急避難場所を兼ねています。

No.	地区	施設名	指定避難所指定箇所	所在地	電話番号	備考
1	中央	市民ふれあいセンター	施設内	八日市場ハ793番地35	73-0753	
2	中央	八日市場小学校	体育館及び校舎	八日市場イ2311番地	72-1238	
3	中央	八日市場第二中学校	体育館及び校舎	八日市場イ1687番地	72-1375	
4	中央	八日市場勤労青少年ホーム	施設内	八日市場イ2030番地	73-4515	
5	豊栄	豊栄小学校	体育館及び校舎	飯倉1847番地	72-0531	
6	須賀	須賀小学校	体育館及び校舎	高1956番地	72-0476	
7	匝瑳	旧匝瑳小学校	校舎	松山1122番地	73-0094	
8	豊和	豊和小学校	体育館及び校舎	大寺1492番地	74-0644	
9	吉田	吉田小学校	体育館及び校舎	吉田4020番地	72-0674	
10	飯高	飯高特別支援学校	体育館	飯高1692番地	70-5001	
11	共興	共興小学校	体育館及び校舎	東小笹1160番地	72-4525	津波避難所
12	平和	平和小学校	体育館及び校舎	平木1819番地	72-0414	
13	平和	八日市場第一中学校	体育館及び校舎	上谷中2270番地5	72-1185	
14	椿海	椿海小学校	体育館及び校舎	椿973番地	72-2353	
15	野田	野栄中学校	体育館及び校舎	今泉5323番地3	67-2415	津波避難所
16	野田	生涯学習センター	施設内	今泉6489番地1	67-1264	津波避難所
17	野田	のさかアリーナ	施設内	今泉6536番地1	67-1263	
18	栄	栄小学校	体育館及び校舎	栢田823番地	67-2311	津波避難所

※備考欄は匝瑳市津波避難計画における指定一次避難所

### ■指定避難所（二次避難所）

※指定避難所（一次避難所）が災害等により使用不能の場合に使用します。

No.	地区	施設名	指定避難所指定箇所	所在地	電話番号	備考
1		八日市場ドーム	施設内	八日市場ハ793番地1	73-0021	
2		八日市場公民館	施設内	八日市場イ2402番地	72-0735	

## ■指定緊急避難場所

※災害対策基本法第49条の4に基づき、市は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るための施設又は場所を、洪水、土砂災害、地震及び津波等といった異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しています。

指定緊急避難場所の一部が指定避難所（一次避難所）を兼ねています。

No.	地区	施設名	指定緊急避難場所指定箇所	所在地	対象となる異常な現象の種類				
					洪水	崖崩れ	地震	大規模火事	津波
1	中央	市民ふれあいセンター	敷地内	八日市場ハ793番地35	○	○	○	○	○
2	中央	八日市場小学校	校庭	八日市場イ2311番地	○	○	○	○	○
3	中央	八日市場第二中学校	校庭	八日市場イ1687番地	○	○	○	○	○
4	中央	八日市場幼稚園	園庭	八日市場イ2394番地	○	○	○	○	
5	中央	八日市場保育所	所庭	八日市場イ2353番地1	○	○	○	○	
6	中央	敬愛大学八日市場高等学校	校庭	八日市場口390番地	○	○	○	○	
7	中央	匝瑳高等学校	校庭	八日市場イ1630番地	○	○	○	○	
8	中央	匝瑳市マザーズホーム	校庭	八日市場ホ2016番地	○	○	○	○	
9	中央	そうさ記念公園	園内	八日市場ハ565番地1	○	○	○	○	
10	中央	八日市場勤労青少年ホーム	敷地内	八日市場イ2030番地	○	○	○	○	
11	豊栄	豊栄小学校	校庭	飯倉1847番地	○	○	○	○	○
12	豊栄	豊栄保育所	所庭	飯倉1615番地1	○	○	○	○	
13	豊栄	鈴歌公園	園内	飯倉台37番地1	○	○	○	○	
14	豊栄	平台公園	園内	飯倉台17番地	○	○	○	○	
15	須賀	須賀小学校	校庭	高1956番地	○	○	○	○	○
16	須賀	みどり平東公園	園内	みどり平13番地2	○	○	○	○	
17	須賀	みどり平西公園	園内	みどり平1番地2	○	○	○	○	
18	匝瑳	旧匝瑳小学校	校庭	松山1122番地	○	○	○	○	
19	匝瑳	山桑公園	園内	山桑125番地	○	○	○	○	
20	豊和	豊和小学校	校庭	大寺1492番地	○	○	○	○	
21	豊和	豊和保育所	所庭	大寺1428番地	○	○	○	○	
22	吉田	吉田小学校	校庭	吉田4020番地	○	○	○	○	
23	吉田	吉田保育所	所庭	吉田4010番地4	○	○	○	○	
24	飯高	飯高特別支援学校	校庭	飯高1692番地	○	○	○	○	
25	共興	共興小学校	校庭	東小笹1160番地	○	○	○	○	○
26	平和	平和小学校	校庭	平木1819番地	○	○	○	○	○
27	平和	八日市場第一中学校	校庭	上谷中2270番地5	○	○	○	○	○
28	平和	平和東公園	園内	平木1487番地1	○	○	○	○	
29	平和	八日市場特別支援学校	校庭	平木930番地1	○	○	○	○	
30	平和	市営グラウンド	敷地内	上谷中2240番地8	○	○	○	○	
31	椿海	椿海小学校	校庭	椿973番地	○	○	○	○	
32	椿海	椿海公園	園内	椿969番地1	○	○	○	○	

No.	地区	施設名	指定緊急避難場所指定箇所	所在地	対象となる異常な現象の種類				
					洪水	崖崩れ	地震	大規模火事	津波
33	野田	野栄中学校	校庭	今泉5323番地3	○	○	○	○	○
34	野田	生涯学習センター	敷地内	今泉6489番地1	○	○	○	○	○
35	野田	のさかアリーナ	敷地内	今泉6536番地1	○	○	○	○	
36	野田	野田小学校	校庭	野手13034番地	○	○	○	○	○
37	野田	野栄ふれあい公園	園内	今泉363番地	○	○	○	○	○
38	栄	栄小学校	校庭	栢田823番地	○	○	○	○	○

### ■津波避難タワー

※地震に伴う津波の発生時、海岸地域に在住し、又は滞在する市民等のうち、高齢者等の要配慮者やサーファー及び釣り人等観光客の生命と身体の安全を確保するため、緊急的な一時避難のための施設として津波避難タワーを整備しています。

No.	地区	施設名	所在地	構造	高さ	収容人数
1	野田	今泉浜津波避難タワー	今泉7942番地1	鉄骨造	8.7m	150人
2	共興	長谷浜津波避難タワー	長谷3397番地220	鉄骨造	8.8m	100人
3	栄	栄地区津波避難タワー	栢田8572番地1、8572番地2	鉄骨造	7.5m	100人

## 福祉避難所一覧

令和4年4月1日現在

No.	施設名	所在地	電話番号
1	特別養護老人ホーム太陽の家	匝瑳市春海 6387 番地	0479-72-2041
2	特別養護老人ホーム花園	匝瑳市野手 1986 番地 1	0479-67-2111
3	特別養護老人ホーム松丘園	匝瑳市飯倉 21 番地	0479-73-2115
4	特別養護老人ホーム第二松丘園	山武郡横芝光町宮川 12103 番地 1	0479-84-3969
5	特別養護老人ホーム瑞穂園	匝瑳市八日市場ニ 81 番地 3	0479-73-4333
6	山田特別養護老人ホーム	香取市大角 1546 番地 16	0478-70-7171
7	養護老人ホーム瑞穂園	匝瑳市八日市場ニ 81 番地 3	0479-73-4333
8	介護老人保健施設日向の里	山武市木原 2100 番地	0475-88-1980
9	介護老人保健施設 ミス・ヘンテ記念ケアセンター	匝瑳市飯倉 20 番地	0479-73-2115
10	九十九里ホーム飯倉駅前 特別養護老人ホームシオン	匝瑳市飯倉 95 番地 1	0479-85-8810
11	聖マーガレットホーム	匝瑳市高野 583 番地	0479-79-1905
12	しおさいホーム	匝瑳市川辺 7970 番地 2	0479-67-1151
13	のさか学園	匝瑳市川辺 6166 番地	0479-67-5100
14	すてっぷ	匝瑳市川辺 7955 番地	0479-74-7955
15	八日市場学園	匝瑳市安久山 310 番地 5	0479-74-1181
16	ありのみ学園	匝瑳市八日市場ハ 361 番地	0479-72-1141
17	ほほえみ園	匝瑳市八日市場イ 2190 番地	0479-72-0025
18	千葉県立八日市場特別支援学校	匝瑳市平木 930 番地 1	0479-72-2777

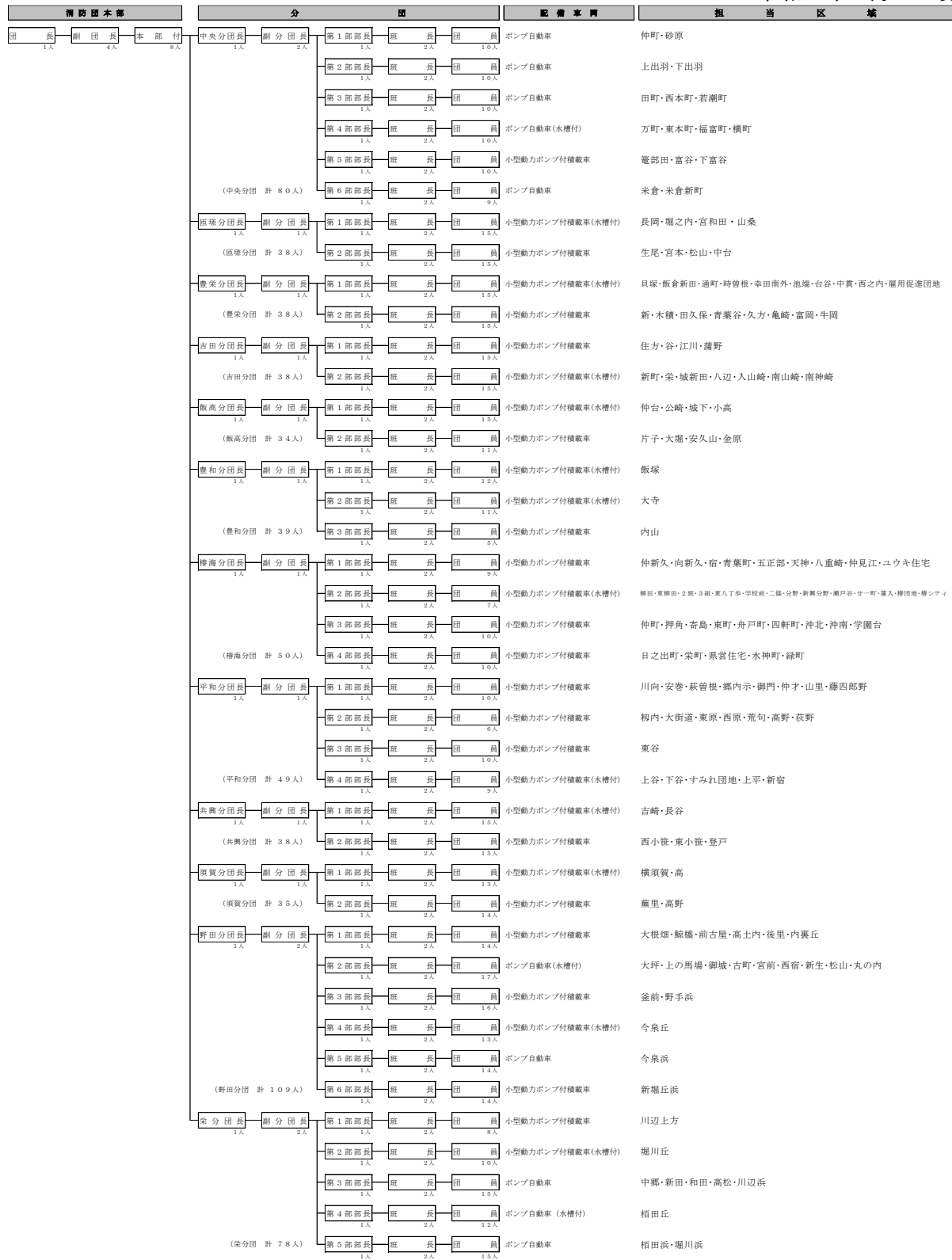
# 消防組織の状況及び消防施設の状況



資料：匠瑛市横芝光町消防組合消防本部 令和3年版消防年報

# 匝瑛市消防団組織図

令和4年4月1日現在



<配置人員計>

団 長	副 団 長	本 部 付	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	消 防 指 合 車
1人	4人	8人	12人	15人	40人	80人	479人	1台
消防団本部計			1,2ヶ分団計					ポンプ自動車
13人			626人					10台(内水槽付3台)
			合 計					小型動力ポンプ付積載車
			639人					30台(内水槽付12台)
								合 計
								41台(内水槽付15台)

<記 車 種 計>

消 防 指 合 車	ボ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	合 計
1台	10台(内水槽付3台)	30台(内水槽付12台)	41台(内水槽付15台)

## ヘリコプター臨時離発着場適地一覧

令和4年4月1日現在

NO	離発着場名称	所在地		施設管理者	広さ		最寄消防署 から	避難所との競合
		地名・地番	座標		巾×長さ (m)	区分		
1	市営グラウンド	上谷中2240番地8	N: 35,42,29 E: 140,34,29	市教育委員会	90×90	中	4000m	広域(一時)避難場所
2	八日市場第二中学校	八日市場イ1687番地	N: 35,42,06 E: 140,32,48	市教育委員会	50×100	中	2000m	広域(一時)避難場所
3	県立飯高特別支援学校	飯高1692番地	N: 35,44,47 E: 140,31,37	千葉県教育庁	60×60	中	8000m	広域(一時)避難場所
4	共興小学校	東小笹1160番地	N: 35,40,41 E: 140,35,57	市教育委員会	50×60	中	4000m	広域(一時)避難場所
5	山桑公園野球場	山桑125番地	N: 35,42,38 E: 140,32,48	市	100×100	大	3000m	広域(一時)避難場所
6	みどり平東公園野球場	みどり平13番地2	N: 35,40,55 E: 140,34,52	市	90×90	中	5000m	広域(一時)避難場所
7	県立匝瑛高等学校	八日市場イ1630番地	N: 35,42,11 E: 140,32,46	千葉県教育庁	80×150	中	2000m	広域(一時)避難場所
8	野栄中学校	今泉5323番地3	N: 35,40,01 E: 140,34,10	市教育委員会	100×60	中	1500m	広域(一時)避難場所
9	栄小学校	栢田823番地	N: 35,39,06 E: 140,33,18	市教育委員会	100×60	中	1900m	広域(一時)避難場所

## 匝瑳市災害見舞金支給要綱

平成 18 年 1 月 23 日  
告示第 15 号

(目的)

第 1 条 この告示は、匝瑳市の住民基本台帳に登録されている者(以下「市民」という。)が災害を受けた場合に、予算の範囲内で被災市民に対し災害見舞金を支給し、もって被災市民の更生意欲の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発により生じる被害であり、かつ、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けないものをいう。

(災害見舞金の支給範囲)

第 3 条 市長は、市民が次に掲げる災害を受けた場合に、その世帯又は遺族に対し災害見舞金を支給する。

- (1) 住家の全壊若しくは半壊又は全焼若しくは半焼
- (2) 床上浸水
- (3) 死亡又は行方不明

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、災害見舞金を支給することができる。

(災害見舞金の支給額)

第 4 条 災害見舞金は、災害の状況に応じ、別表に定める額を支給する。

(調査)

第 5 条 市長は、災害が発生したときは、関係諸機関と緊密な連絡を取り、災害の状況を調査し、災害調査書(別記様式)を作成する。

(支給決定)

第 6 条 市長は、前条の災害調査書に基づき、災害見舞金支給の可否を決定する。

(適用除外)

第 7 条 災害見舞金は、当該災害の原因が被災者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、支給しない。

(その他)

第 8 条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の八日市場市災害見舞金支給要綱(昭和 58 年八日市場市告示第 21 号)又は野栄町災害見舞金支給要綱(平成 8 年野栄町告示第 33 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 24 年 7 月 4 日告示第 65 号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

住家の全壊又は全焼	1 世帯につき	100,000 円
住家の半壊又は半焼	1 世帯につき	50,000 円
床上浸水	1 世帯につき	30,000 円
死亡又は行方不明	主たる生計維持者	100,000 円
	その他の者	1 人当たり 50,000 円
上記以外の場合で市長が特に必要と認めるとき		30,000 円以内



## 匝瑳市自主防災組織助成要綱

平成 18 年 1 月 23 日  
告示第 2 号

(目的)

第 1 条 この告示は、自主防災組織に対して防災用機材等を貸与することにより、自主防災組織の設置の推進及び市民の防災意識の高揚を図り、もって市民の地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において「自主防災組織」とは、自主的な地域の防災活動を行うため、匝瑳市の区域内の日常生活圏域を単位として組織された団体をいう。

(助成)

第 3 条 市長は、自主防災組織が設立された場合は、当該自主防災組織に対する助成として当該自主防災組織の代表者に対して、別表に定める防災用資機材等を貸与することができる。

(申請等)

第 4 条 前条の助成を受けようとする自主防災組織の代表者は、自主防災組織助成申請書(第 1 号様式)に当該自主防災組織の規約及び代表者その他の役員の名簿を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、助成の可否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(管理義務)

第 5 条 第 3 条の助成を受けた自主防災組織の代表者は、保管管理者を定め、市長から貸与された防災用資機材等(以下「貸与物品」という。)を常に良好な状態で使用できるよう適正な管理をしなければならない。

(役員の変更届出)

第 6 条 自主防災組織の代表者は、当該自主防災組織の代表者その他の役員に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告)

第 7 条 自主防災組織の代表者は、毎年 5 月 31 日までに、前年度に実施した自主防災に関する活動を自主防災組織活動報告書(第 2 号様式)により市長に報告しなければならない。

(貸与物品の紛失等による届出)

第 8 条 自主防災組織の代表者は、貸与物品を紛失し、又は損傷したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(その他)

第 9 条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の八日市場市自主防災組織助成要綱(平成 12 年八日市場市告示第 1 号。以下「合併前の八日市場市告示」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この告示の規定は、施行日以後に設立した自主防災組織から適用し、施行日の前日まで設立した自主防災組織については、なお合併前の八日市場市告示の例による。

附 則(平成 22 年 6 月 21 日告示第 36 号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、この告示による改正前の告示の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表(第3条関係)

資機材等の名称	数量
発電機	1台
組立式リヤカー	1台
救助工具セット	1セット
パック毛布	20枚
クイックマット	20枚
給水用ペール	2個
トラロープ	1本
飲料水袋	100枚
救急箱セット	2セット
担架	4台
メガホン	3本
ラジオ付き懐中電灯	5個
ヘルメット	10個
防水シート	10枚
腕章	15枚

## 防災用手押し井戸ポンプの現況

令和4年12月1日現在

番号	施設名等	手押し井戸ポンプ（基）
<b>■指定避難所（一次避難所）</b>		
1	市民ふれあいセンター	
2	八日市場小学校	1
3	八日市場第二中学校	
4	八日市場勤労青少年ホーム	
5	豊栄小学校	
6	須賀小学校	1
7	旧匠瑳小学校	1
8	豊和小学校	
9	吉田小学校	
10	飯高特別支援学校	1
11	共興小学校	1
12	平和小学校	1
13	八日市場第一中学校	
14	椿海小学校	1
15	野栄中学校	1
16	生涯学習センター	1
17	のさかアリーナ	1
18	栄小学校	1
<b>■指定緊急避難場所（※公園等除く）</b>		
1	八日市場幼稚園	1
2	八日市場保育所	
3	敬愛大学八日市場高等学校	
4	匠瑳高等学校	
5	匠瑳市マザーズホーム	1
6	豊栄保育所	
7	豊和保育所	
8	吉田保育所	
9	八日市場特別支援学校	
10	野田小学校	1
<b>■中央地区コミュニティセンター</b>		
1	萬町	1
2	東本町	
3	福富町	1
4	横町	1
5	西本町	1
6	田町	
7	上出羽	1
8	下出羽（稲荷大明神敷地内）	1
9	下出羽	1
10	仲町	1
11	砂原	1
12	富谷	1
13	籠部田	1
14	籠部田（甲子神社敷地内）	1
15	下富谷	
16	米倉	1
17	若潮町	
18	米倉新町	1
合 計		28

公用車一覧表

令和4年12月1日現在

No.	所 属	車 名	ナンバー
1	総務課	ミツビシ ティリカD5	800 そ 5989
2		トヨタ クラウン	301 ね 7161
3	秘書課	トヨタ プリウス	301 ふ 2715
4		スズキ エブリイ	480 く 7676
5		ニッサン セレナ(HV)	533 の 1151
6		スズキ キャリイ(銀)	480 ち 9718
7		トヨタ ラクティス	503 た 5478
8		トヨタ アクア	502 ゆ 1901
9		ミツビシ ローザ(マイクロ)	200 さ 2056
10		ミツビシ エアロバスMM(中型)	22 に 2665
11		ホンダ フィット(HV銀)	502 ゆ 3775
12		スズキ エブリイ(1号)	480 か 1008
13	財政課	ニッサン セレナ	503 ぬ 8515
14		ホンダ フィット(HV白)	502 ら 9300
15		スズキ エブリイ(2号)	480 と 6529
16		ミツビシ キャンター	400 す 8765
17		ホンダ フィット	502 に 1553
18		スバル プレオバン	480 け 3421
19		ニッサン モコ	581 あ 4423
20		スズキ キャリイ(白)	480 せ 2257
21		ニッサン e-NV200	100 た 1058
22		スバル プレオプラス	581 て 4264
23		トヨタ カローラバン	400 せ 7978
24	税務課	スズキ アルト	41 て 9770
25		スズキ アルト	480 き 2728
26		トヨタ ラッシュ	537 つ 530
27		トヨタ プリウス	301 ま 3268
28	環境生活課	トヨタ カローラバン	400 す 8861
29		スズキ キャリイ	480 い 9564
30		日野 ボンチョ	230 あ 1823
31	都市整備課	ニッサン ADバン	400 の 9519
32		トヨタ カローラバン	400 て 1788
33		トヨタ プロボックス	400 ね 3972
34		トヨタ カルディナ	800 す 3023
35	建設課	小松 ショベル	00 ら 715
36		ニッサン ADバン	400 の 411
37		トヨタ サクシートバン	400 は 5205
38		ニッサン エクストレイル	302 ふ 7390
39		スバル プレオ	480 け 1178
40		スズキ アルト	580 き 3404
41		スバル プレオプラス	581 ぬ 4120
42		スバル サンバーバン	480 な 9155
43	高齢者支援課	スバル プレオ	480 か 7311
44		スバル インプレッサ	301 ほ 3838
45		スバル プレオプラス	581 て 4265
46		スバル サンバーバン	480 と 5257
47		スバル プレオプラス	581 ほ 2732
48	産業振興課	トヨタ タウンエース	400 そ 5619
49		トヨタ サクシートバン	400 ひ 402
50		スズキ ワゴンR	581 あ 5394
51		ニッサン ADバン	400 ぬ 6871
52	福祉課	ニッサン ノート	503 つ 8163
53		トヨタ スプレインター	54 の 7374
54		ニッサン セレナ	537 な 7716
55	健康管理課	スバル サンバーバン	480 と 9689
56		スズキ エブリイ	480 な 564

No.	所 属	車 名	ナンバー
57		ミツビシ キャブオーバ	200 さ 1205
58		トヨタ ノア	503 そ 9759
59		スバル プレオプラス	581 む 8187
60	学校教育課	ミツビシ ローザ	200 は 274
61		ミツビシ ローザ	200 は 275
62		ニッサン シブリアン	200 さ 1841
63		トヨタ コースター	200 さ 1844
64	生涯学習課	トヨタ プロボックス	501 て 7204
65		イズミ 配送車	100 そ 8493
66		イズミ 配送車	100 そ 8653
67		イズミ 配送車	100 そ 8654
68	給食センター(八)	イズミ 配送車	100 そ 8655
69		イズミ 配送車	100 そ 8656
70		スズキ キャリイ	41 つ 7233
71		スバル サンバー	480 こ 5786
72	公民・図書館	スバル プレオ	580 ほ 5885
73	農業委員会	トヨタ カローラバン	400 せ 3355
74	市議会	トヨタ クラウン	301 ね 7117

75		スズキ エブリイワゴン	581 と 8598
76		トヨタ レジアスエース	800 そ 737
77		ニッサン セレナ	502 せ 6735
78	ぬくもりの郷	トヨタ ノア	531 ゆ 1055
79		トヨタ レジアスエース	800 そ 3251
80		スズキ スペーシア	581 い 4586
81		スズキ スペーシア	581 い 4587
82		スズキ スイフト	502 す 2748
83		スズキ アルト	480 せ 5259
84		スズキ アルト	480 せ 5260
85		スズキ アルト	480 け 925
86		スズキ アルト	480 け 926
87		スズキ アルト	480 さ 3026
88		スズキ アルト	480 さ 3027
89		スズキ アルト	41 た 4209
90		ホンダ フィット	502 て 1144
91		トヨタ アリオ	533 み 1525
92		トヨタ ハイエース	800 す 9839
93		ミツビシ トッポ	41 こ 4646
94		スズキ アルト	480 け 8982
95		スズキ アルト	480 こ 9932
96	市民病院	ホンダ アクティ	41 そ 3743
97		スズキ アルト	480 さ 9306
98		スズキ アルト	480 く 4038
99		スズキ アルト	480 く 4039
100		スズキ アルト	480 こ 2138
101		スズキ アルト	480 そ 1741
102		スズキ アルト	480 た 3421
103		スズキ アルト	480 た 3422
104		スズキ アルト	480 た 3423
105		スズキ アルト	480 た 5882
106		スズキ アルト	480 た 5883
107		スズキ アルト	480 ち 8077
108		スバル サンバートラック	480 て 4750
109		スバル サンバーバン	480 て 4751

110		トヨタ ノア	503 の 1410
111		ホンダ ライフ	585 め 110
112		ニッサン エクストレイル	302 な 8644
113	野栄総合支所	トラクター	ひ 116
114		ミツビシ キャブオーバ	400 つ 2444
115		スズキ キャリイ	480 た 6967
116		ニッサン NV100クリッパー	480 て 9417
117	生涯学習室	ニッサン NV100クリッパー	480 て 8035
118		トヨタ ハイエース	300 む 4553

市内建設業者一覧表（千葉県建設業協会会員）

令和4年4月1日現在

No.	業者名	所在地	電話
1	赤浦建設株式会社	八日市場イ263番地	0479-72-0578
2	秋葉建設株式会社	南神崎52番地1	0479-72-0814
3	株式会社宇井軌道工業	今泉7746番地2	0479-67-2128
4	小原建設株式会社	八日市場ハ315番地	0479-73-2121
5	片岡建設株式会社	飯倉284番地	0479-72-2585
6	有限会社椎名土木	堀川3624番地	0479-67-1578
7	株式会社鈴木組	栢田7952番地69	0479-67-2075
8	鈴久建設株式会社	八日市場イ432番地1	0479-72-3077
9	日栄建設株式会社	川辺4357番地1	0479-67-3431
10	株式会社ニューテック康和千葉支店	野手958番地1	0479-67-3211
11	株式会社プレスト	八日市場ハ725番地1	0479-72-3312
12	株式会社正貴組	飯倉台8番地27	0479-73-1783
13	増田工業株式会社	平木1244番地	0479-72-2208
14	三ツ木建設株式会社	横須賀118番地	0479-72-0433
15	株式会社三橋土木	吉田1525番地	0479-79-0321
16	株式会社山清	堀ノ内318番地3	0479-74-1222
17	有限会社山石工業	堀川6225番地1	0479-67-5217

## 現在締結している協定一覧

令和4年4月1日現在

協定・契約等の名称	締結（契約）日 （）は最新変更	相手方・対象
千葉県広域消防相互応援協定書	H4年4月1日 (H15年3月24日)	千葉県内の市町村及び 一部事務組合
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	H8年2月23日	千葉県内の市町村
災害時の医療救護活動についての協定書	H9年4月1日 (H25年4月1日)	一般社団法人匠瑛医師会
医療救護に係る費用弁償等に関する覚書	H25年4月1日	一般社団法人匠瑛医師会
災害時の医療救護活動に要する医療材料品の備蓄等に関する覚書	H9年4月1日 (H25年4月1日)	一般社団法人匠瑛医師会
災害時等における廃棄物処理施設に係る援助細目協定	H9年7月31日	千葉県内の市町村及び 一部事務組合
災害時の歯科医療活動についての協定書	H13年4月1日 (H25年4月1日)	一般社団法人香取匠瑛歯科医師会
歯科医療活動に係る費用弁償等に関する覚書	H25年4月1日	一般社団法人香取匠瑛歯科医師会
災害時の歯科医療活動に要する歯科用資機材等の備蓄等に関する覚書	H13年4月1日 (H25年4月1日)	一般社団法人香取匠瑛歯科医師会
災害時における燃料供給に関する協定書	H22年9月1日	一般社団法人千葉県エルピー ガス協会海匝支部
災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	H22年12月10日	千葉県土地家屋調査士会
災害時の情報交換に関する協定書	H23年2月15日	国土交通省関東地方整備局
災害時における物資の供給協力に関する協定書	H23年7月1日	株式会社コープミート千葉 有限会社匠瑛ジーピーセンター
災害時における物資の自動車輸送に関する協定書	H23年7月1日	一般社団法人千葉県トラック 協会海匝支部
災害対策活動協力に関する協定書	H23年8月1日	一般社団法人千葉県建設業協 会八日市場支部
災害時における生活物資の供給協力に関する協定書	H24年3月1日	株式会社カインズ
災害時における応急対策活動に関する協定書	H26年5月1日	千葉県建築士会海匝支部
災害時における飲料水の提供に関する協定書	H26年5月20日	株式会社伊藤園
災害時における支援協力に関する協定書	H26年7月4日	千葉中央葬祭業協同組合
災害時等相互応援に関する協定書	H26年11月22日	兵庫県宍粟市
匠瑛市と八日市場郵便局との包括連携協定書	H27年3月2日	日本郵便株式会社八日市場郵便局
災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書	H27年7月3日	千葉県立飯高特別支援学校
災害時における救援物資提供に関する協定書	H27年8月11日	コカ・コーライーストジャパ ン株式会社
広告付避難場所等電柱看板に関する協定	H27年8月17日	東電タウンプランニング株式 会社千葉総支社
匠瑛市の地域活性化に関する協定書	H27年11月19日	株式会社千葉銀行 株式会社京葉銀行 株式会社千葉興業銀行 銚子信用金庫 銚子商工信用組合 ちばみどり農業協同組合
災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	H27年11月25日	株式会社セブン-イレブン・ ジャパン

協定・契約等の名称	締結（契約）日	相手方・対象
災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定書	H28年12月13日	千葉県理容生活衛生 同業組合八日市場支部
災害時における応急対策の協力に関する協定書	H29年2月13日	千葉県瓦工事業組合東総地区
災害時における福祉用具等物資の供給等の協力に関する協定書	H29年8月31日	一般社団法人 日本福祉用具供給協会
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	H29年10月3日	株式会社ゼンリン
停電時等における匝瑳市防災行政無線の活用に関する協定書	H30年2月9日	東京電力パワーグリッド 株式会社成田支社
災害時における物資供給に関する協定書	H30年3月27日	NPO法人コメリ 災害対策センター
原子力災害時における県外広域避難に関する協定書	H30年3月27日	茨城県大洗町
災害時における市バス利用に関する協定書	H30年4月2日	匝瑳市横芝光町消防組合
災害に係る情報発信等に関する協定書	R1年5月16日	ヤフー株式会社
災害時の避難所等における量の提供に関する協定書	R2年3月24日	5日で5000枚の約束。 プロジェクト実行委員会
災害時における支援活動に関する協定書	R2年3月26日	一般社団法人 八日市場青年会議所
災害時における支援協力に関する協定書	R2年5月1日	千葉県行政書士会
災害時及び感染症発生時における防疫業務に関する協定書	R2年7月21日	一般社団法人千葉県 ペストコントロール協会
災害時等における物資供給等の協力に関する協定書	R2年8月4日	レンゴー株式会社
災害時におけるソーラー発電設備による電力供給に関する協定書	R2年9月1日	豊和村つくり協議会
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定書	R2年9月4日	東京電力パワーグリッド 株式会社成田支社
災害時等における無人航空機による協力に関する協定書	R3年3月25日	株式会社東総 コンピューターシステム
災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書	R3年5月28日	株式会社デベロップ
災害時における物資の供給協力に関する協定書	R3年10月14日	株式会社カスミ

## 千葉県が締結している協定一覧(抜粋)

協定・契約等の名称	締結(契約)日 ( )は最新変更	相手方・対象
災害時における放送要請、報道要請に関する協定	S54年12月1日	千葉テレビ放送(株)
災害時における放送要請、報道要請に関する協定	S55年4月25日	(株)ニッポン放送
災害時における放送要請、報道要請に関する協定	H2年3月20日	(株)ペイエフエム
災害時における放送要請に関する協定	S55年5月1日	日本放送協会千葉放送局
災害時の応急仮設住宅の建設に関する協定	S63年7月11日	(一社)千葉県建設業協会
災害時の応急仮設住宅の建設に関する協定	S58年12月1日	(一社)プレハブ建築協会
災害時の応急仮設住宅の建設に関する協定	H26年4月18日	(一社)全国木造建設事業協会
千葉県水道災害相互応援協定	H7年11月2日	県内の水道事業者及び水道用水供給事業者
震災時等の相互応援に関する協定	S52年6月16日 (H25年7月31日)	東京都、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	H8年7月18日 (H24年5月18日)	全国都道府県
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	H8年2月23日	千葉県内全市町村
災害時における県民生活の安定を図るための基本協定	H9年11月7日	千葉県生活協同組合連合会
災害時における放送要請、報道要請に関する協定	H9年4月1日	千葉日报社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、産経新聞社、東京新聞社、日本経済新聞社、日刊工業新聞社、日本工業新聞社、時事通信社、共同通信社、日本テレビ放送網(株)、(株)東京放送、(株)フジテレビジョン、全国朝日放送(株)
災害時における応急生活物資等の供給に関する協定書	H11年3月31日	(一社)千葉県LPガス協会
アマチュア無線による災害時応援要請協定書	H13年1月29日	(一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部
地震・風水害・その他の災害応急対策に関する協定	H23年3月25日	(一社)千葉県建設業協会
地震・風水害・その他の災害応急対策に関する協定	H15年4月1日	(一社)千葉県電業協会
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書	H16年11月2日	千葉県石油商業組合
災害時における帰宅困難者支援に関する協定書(九都県市)	H17年8月31日 等	千葉県を含む1都3県、4政令指定都市と各コンビニエンスストア等の各事業者
九都県市災害時相互応援に関する協定	H2年6月21日 (H26年2月13日)	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市
関西広域連合と九都県市との災害時の広域応援に関する協定	H26年3月6日	関西広域連合、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市
災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	H23年12月13日	千葉県石油商業組合
災害時等における水道施設の応急復旧工事に関する協定	H22年8月25日	(一社)千葉県電業協会
災害時等における水道施設の復旧工事に関する協定	H22年8月31日	(一社)千葉県建設業協会
災害時等における非常用自家発電設備燃料の供給に関する協定	H17年3月31日	千葉県石油協同組合
災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	H18年5月25日	(一社)千葉県宅地建物取引業協会
成田国際空港消防相互応援協定	H18年7月12日	成田市、佐倉市八街市酒々井町消防組合、山武郡広域行政組合、四街道市、印西地区消防組合、富里市、匝瑳市横芝光町消防組合、香取広域市町村圏事務組合、栄町、成田国際空港株式会社
災害時における緊急輸送等に関する協定	H24年7月4日	(一社)千葉県タクシー協会
災害時における応急対策に関する協定	H26年7月16日	千葉県クレーン建設重機協同組合



協定・契約等の名称	締結（契約）日 （ ）は最新変更	相手方・対象
災害時における応急対策業務に関する協定	H26年9月17日	千葉県補償コンサルタント協議会
災害時における自動車等の提供に関する協定書	H25年4月16日	千葉県レンタカー協会
災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書	H27年8月14日	独立行政法人住宅金融支援機構
災害時における千葉県行政書士会の被災者支援に関する協定	H29年8月22日	千葉県行政書士会
大規模災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	H30年3月27日	千葉県社会保険労務士会
千葉災害派遣精神医療チーム（千葉DPAT）の派遣に関する協定書	R1年9月1日 (R3年8月27日)	千葉県精神科医療センター、千葉大学医学部附属病院、木村病院、千葉病院、船橋北病院、国府台病院、成田赤十字病院、総合病院国保旭中央病院、浅井病院、東条メンタルホスピタル、袖ヶ浦さつき台病院千葉市立青葉病院、磯ヶ谷病院、木更津病院、初石病院
災害時の医療救護活動に関する協定	R1年10月17日	千葉県災害リハビリテーション支援関連団体協議会
災害時における段ボール製品の調達に関する協定	R2年3月9日	東日本段ボール工業組合
災害時における段ボール製品の調達に関する協定実施細目	R2年3月9日	
災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定	R2年7月2日	一般財団法人AZ-COM・丸和支援ネットワーク
千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定	R2年7月30日 (R2年10月30日)	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会、千葉県社会福祉法人経営者協議会、一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会、一般社団法人千葉県老人保健施設協会、特定非営利活動法人千葉市老人福祉施設協議会、千葉県身体障害者施設協議会、千葉県知的障害者福祉協会特定非営利活動法人千葉県精神障害者自立支援事業協会、一般社団法人ちば地域密着ケア協議会、一般社団法人千葉県社会福祉士会、一般社団法人千葉県介護福祉士会、特定非営利活動法人千葉県介護支援専門員協議会、一般社団法人千葉県ホームヘルパー協議会、社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会、一般社団法人千葉県精神保健福祉士協会
災害時における停電復旧及び停電の未然防止の連携等に関する基本協定	R2年7月30日	東京電力パワーグリッド株式会社 千葉総支社
災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書	R2年7月30日	
災害時における電源車の配備に関する覚書	R2年7月30日	
災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書	R2年7月30日	
千葉県災害時多言語支援センターの設置・運営に関する協定書	R2年12月1日	公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー
災害時等における給水区域内の水道復旧活動に関する協定	R3年3月4日	千葉県水道管工事協同組合
災害時における外部給電可能車両等の貸与に関する協定	R3年6月2日	千葉トヨタ自動車株式会社、千葉トヨペット株式会社、トヨタカローラ千葉株式会社、ネットトヨタ千葉株式会社、株式会社トヨタレンタリース千葉、株式会社トヨタレンタリース千葉、トヨタモビリティパーツ株式会社千葉支社
災害時における外部給電可能車両等の貸与に関する協定細目		

## 千葉県危機管理情報共有要綱

### 第一章 総則

#### 第一節 目的、定義及び基準

(目的)

**第一条** この要綱は、千葉県地域防災計画及び千葉県国民保護計画並びに千葉県危機管理体制運用方針に基づき、千葉県災害対策本部事務局又は千葉県国民保護等対策本部事務局（以下、「事務局」という。）に対する県の各部局や市町村等からの報告を通じて、他の組織と情報を共有するための手続を定める。

(用語の定義)

**第二条** 本要綱において使用する用語の定義は別表 1 のとおりとする。

(事案の定義及び基準)

**第三条** 本要綱による報告や情報共有を行う場合、情報を分類するために本部事務局は事案を定義する。定義を行う基準は別表 1 「事案登録基準」のとおりとする。

#### 第二節 報告

(報告の種類と時期)

**第四条** 報告の種類と報告時期は別表 1 「報告の種類と時期」のとおりとする。

(報告方法)

**第五条** 本要綱による報告を行う場合は、原則としてシステムを使用する。なお、システムが使用不能又は本要綱に別途規定がある場合は、電子メール、電話またはファックス等の代替手段を使用して事務局情報班に対し報告を行う。

(情報の正確性)

**第六条** 災害対応を迅速に行うため、覚知した情報は速やかに報告することを原則とする。また、情報に不足がある場合は該当箇所を不明とし、報告することを優先する。

#### 第三節 情報共有

(対象範囲)

**第七条** 本要綱による情報共有の対象となる組織は、市町村、消防本部及び警察本部並びに庁内各部局とする。

(情報の取扱)

**第八条** 情報は、原則として情報共有の対象となる全組織が閲覧できるものとする。なお、報道機関及び県民に公開する情報については、情報を報告した機関の了解又は市町村の認定を得た上で行う。

(システムによる情報共有)

**第九条** 事務局情報班は、収集した情報をシステムに登録し、他の組織と共有する。ただし、システムが使用できない場合にあっては電子メール、電話またはファックス等その他適切な手段により共有する。

(報道発表等による情報共有)

**第十条** 前項の規定によらず、広報班は報道発表、県庁 Web サイト、防災ポータルサイト等の手段を用いて、他の組織への情報共有及び県民への情報提供を行う。

(個人情報保護に関する特例)

**第十一条** この要綱に基づいて県が行う情報の収集については、千葉県個人情報保護条例第八条第三項第四号の規定により、本人以外から行うことができる。

## 第二章 事務局

### 第一節 体制

(情報共有に関する事務及びシステムの運用)

**第十二条** 情報共有に関する事務総括及びシステムの運用は情報班が行う。

(物資資源管理情報に関する事務)

**第十三条** 物資資源管理情報に関する情報共有は物資支援班が行う。

(避難所等情報に関する事務)

**第十四条** 避難所等情報に関する情報共有は被災者支援班が行う。

(システムのメンテナンス)

**第十五条** 情報の共有に使用するシステムのメンテナンスは通信システム班が行う。

## 第二節 情報収集

(システム、電話等)

**第十六条** 情報班は、システム、電話、ファックス等を活用し、庁内各部局及び市町村等から情報を収集し、その取りまとめを行う。

(現地への職員の派遣)

**第十七条** 現地派遣班は、事務局長の指示により編成され、被災地に派遣されることで現地の情報を収集する。

(航空機)

**第十八条** 航空運用調整班は、緊急に情報を収集する必要がある場合、次の組織にヘリコプター等による空撮映像の配信を、各組織で定められた規定等に基づいて依頼する。

一 陸上自衛隊

二 海上自衛隊

三 千葉県警察本部

四 千葉市消防局（緊急消防援助隊活動時は消防応援活動調整本部）

五 海上保安庁

六 その他

(その他の手段)

**第十九条** 情報班は、テレビ、インターネット、高所監視カメラその他のあらゆる手段を用いて必要な情報を収集する。

## 第三節 準用

(災害対策本部等設置前の対応)

**第二十条** 災害対策本部又は国民保護等対策本部が設置されない場合において、本要綱に事務局（事務局に置く各班を含む。）とあるものは、危機管理課と読み換えるものとする。

## 第三章 各部及び各支部

### 第一節 共通

(即時報告)

**第二十一条** 各部または各支部は、所管する課または出先機関について別表 1「報告の種類と時期」の即時報告に指定する情報のほか、庁舎の被災状況、職員の参集状況、参集時に覚知した情報等を事務局に報告する。

(随時報告)

**第二十二条** 各部または各支部は、別表 2、3 に規定する報告内容を覚知した場合は直ちに報告する。

### 第二節 各部

(報告内容)

**第二十三条** 各部で報告する内容とその所管課、指定様式は別表 2 のとおり。

### 第三節 各支部

(支部災害派遣職員)

**第二十四条** 各支部が派遣した災害派遣職員の得た情報は、随時事務局に報告する。

## 第四章 市町村等

### 第一節 体制

(情報の報告窓口)

**第二十五条** 市町村、消防本部及び警察本部は、災害対策本部またはこれに相当する部局に被害等の情報を報告する窓口を定め、県の事務局に対して報告を行う。

#### 第二節 報告

(報告様式)

**第二十六条** 市町村、消防本部及び警察本部が報告する内容とその指定様式は別表 3 のとおり。

(認定のない情報の報告)

**第二十七条** 市町村、消防本部及び警察本部は、その管内で覚知された情報について、市町村の認定が行われていない状況であっても随時報告を行う。

(被害情報の認定)

**第二十八条** 市町村は、その管内で覚知された災害等における被害を確定するため、被害情報の認定を行う。

#### 附 則

この要綱は、平成二十九年四月一日から施行する。

千葉県被害情報等報告要領は、平成二十九年三月三十一日をもって廃止する。

この要綱は、平成二十九年七月一日から施行する。

## 用語の定義

用語	定義
報告	事務局（または危機管理課）が別表 2、3 に規定する組織から情報を受け取ること。
情報共有	事務局（または危機管理課）及び別表 2、3 に規定する組織が、同じ情報を把握できる状態にすること。
システム	千葉県防災情報システムのこと。
事案登録	情報の報告、共有を行うために事案を分類し、定義すること。
事案登録基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合。</li> <li>・ 県内で気象警報（波浪を除く）が発表された場合。</li> <li>・ 県内で津波に関する注意報、警報が発表された場合。</li> <li>・ 市町村に災害対策本部が設置された場合。</li> <li>・ 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると事務局が認めた場合。</li> <li>・ 上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合。</li> <li>・ 上記以外であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合。</li> </ul>
報告の種類と時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 【即時報告】 定義した事案について、その対応に着手した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告（各部、各支部及び市町村）。</li> <li>・ 【随時報告】 情報を覚知した、または事務局から別途報告の時刻について指定があった場合に行う報告。</li> <li>・ 【定時報告】 対応が長期化した場合等において、事務局から定時報告の指定があった場合に行う報告（原則として午前 10 時及び午後 3 時時点での情報を 30 分以内）。</li> <li>・ 【平時報告】 事案の有無によらず、平時から行う報告。報告内容及び日時は危機管理課が別途指定する。</li> </ul>
物資資源管理情報	<p>災害その他の事案で使用する食糧、資機材等の情報及びそれらを集積、備蓄、配送するために必要な情報。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県備蓄倉庫（県有及び民間倉庫）の名称、住所、座標、延べ床面積、収容能力、乗り入れ車両制限、荷揚げ資機材等。</li> <li>・ 市町村の名称、住所、座標、延べ床面積、収容能力、乗り入れ車両制限、荷揚げ資機材等。</li> <li>・ 県及び市町村備蓄物資の品目及び数量。</li> </ul>
避難所等情報	<p>災害その他の事案で被災者が利用する避難所、緊急避難場所、一時滞在施設等の情報。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。</li> <li>・ 緊急避難場所（指定外含む）の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。</li> <li>・ 一時滞在施設の名称、管理者、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。</li> </ul>

## 各部局における報告一覧表

※印：参考様式【その他】を使用する。

所管課	報告内容	報告様式
学事課	各私立学校（園）に関する情報	※
水政課	水道施設事故、断水戸数、水質事故、放射性物質汚染事故の被害情報（水道局管轄分を除く）。	参考様式 【水政課・水道局】
空港地域振興課	航空機事故、ゲリラ事件、航空機爆破予告・ハイジャック予告、落下物、石油パイプライン事故等。	※
交通計画課	県内鉄道の被害及び運行状況	参考様式 【交通計画課】
健康福祉政策課	部内各課が必要とする物資及び資機材情報（部内の他課でまとめる被害情報を除く）	※
医療整備課	DMATの活動に関する情報	参考様式 【医療整備課 (DMAT)】
	病院の被災及び必要物資・資機材に関する情報	参考様式 【医療整備課（病院）】
薬務課	県の医薬品備蓄量、市町村の医薬品必要情報	参考様式 【薬務課】
大気保全課	大気汚染等事故情報、放射性物質事故情報、光化学スモッグ注意報等大気汚染緊急時情報、光化学スモッグ被害情報、東京湾沿岸広域異臭発生情報	参考様式 【大気保全課】
水質保全課	異常水質情報	参考様式 【水質保全課】
自然保護課	野鳥における高病原性鳥インフルエンザ情報	※
農林水産政策課	農林水産被害情報	参考様式 【農林水産部】
畜産課	急性悪性家畜伝染病発生情報	参考様式 【畜産課】
県土整備政策課	公共土木施設被害情報（部内の他課でまとめる被害情報を除く）	参考様式 【県土整備部】
道路環境課	道路被害情報及び通行規制情報	参考様式 【県土整備部】
河川環境課	水防・土砂災害情報	参考様式 【県土整備部】
港湾課	港湾施設被害情報	参考様式 【県土整備部】
下水道課	下水道施設被害情報	参考様式

		【県土整備部】
水道局	水道施設事故、断水戸数、水質事故、放射性物質汚染事故の被害情報及び応急給水資機材情報（水道局管轄分）	参考様式 【水政課・水道局】
病院局	県立病院の被災及び必要物資・資機材に関する情報	※
教育庁	文教施設被害及び公立学校の避難所状況 （千葉市立を除く公立小・中・高・特別支援学校）	※
関係課	消防庁が指定する災害に関する情報（災害年報関係）	消防庁様式 （災害即報 4号様式）

市町村、消防本部、警察本部における報告一覧表

報告内容	組織名	報告様式
人的被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 1 (人的被害)
住家等被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 2 (住家等被害)
交通規制・道路被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 3 (交通規制・道路被害)
その他の被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 4 (その他の被害)
避難勧告等に関する情報	市町村	様式 5 (避難勧告等)
物資資源管理に関する情報	市町村	様式 6 (物資情報)
避難所・救護所等に関する情報	市町村	様式 7 (避難所等情報)
消防庁が指定する災害に関する情報(災害年報関係)	市町村	消防庁様式 (災害即報 4 号様式)



第 号  
年 月 日

千葉県知事 様

匝瑳市長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

第 号  
年 月 日

千葉県知事 様

匝瑳市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼したこのことについては、下記のとおり派遣  
部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収理由
- 3 その他必要事項

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇〇都道府県知事（市長村長） 印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章I第11の1に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量（kg）	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備考

（注1）公印を省略する場合は、押印場所に「公印省略」と記載する。

（注2）備考欄に担当者氏名、連絡先等を記載する。

## 自主防災組織の構成状況

令和4年12月1日現在

No.	名 称	設立年月日	役員数 (人)
1	萬町防災会	平成8年4月1日	31
2	東本町区自主防災会	平成13年9月20日	14
3	福富町区自主防災会	平成13年9月20日	16
4	横町区自主防災会	平成13年9月1日	10
5	西本町区自主防災会	平成13年9月20日	6
6	田町区自主防災会	平成13年9月20日	8
7	上出羽区自主防災会	平成13年9月1日	6
8	下出羽区自主防災会	平成13年9月20日	38
9	仲町区自主防災会	平成13年9月20日	10
10	砂原区自主防災会	平成13年9月20日	39
11	富谷区自主防災会	平成13年9月1日	22
12	籠部田区自主防災会	平成13年9月9日	26
13	下富谷区自主防災会	平成13年9月20日	17
14	米倉区自主防災会	平成13年9月10日	33
15	若潮町区自主防災会	平成13年9月20日	16
16	米倉新町区自主防災会	平成13年9月10日	9
17	豊栄地区自主防災会	平成13年3月18日	22
18	須賀地区自主防災会	平成13年3月1日	55
19	匝瑳地区自主防災会	平成13年7月22日	19
20	豊和地区自主防災会	平成13年7月28日	24
21	吉田地区自主防災会	平成13年8月3日	31
22	飯高地区自主防災会	平成13年8月19日	27
23	共興地区自主防災会	平成13年8月16日	27
24	平和地区自主防災会	平成13年6月30日	23
25	樺海地区自主防災会	平成13年6月16日	20
26	野手地区自主防災会	平成25年3月25日	24
27	今泉新堀地区自主防災会	平成25年3月25日	10
28	栄地区自主防災会	平成21年12月13日	38
29	飯倉台ニュータウン自治会自主防災会	平成23年6月12日	20
30	共興地区を守る会	平成23年5月15日	20
	合計		661

市内医療機関一覧

令和5年1月1日現在

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
国保匠瑛市民病院	匠瑛市八日市場イ1304番地	0479-72-1525	内科・外科・消化器科・整形外科・泌尿器科・眼科・皮膚科・耳鼻咽喉科・認知症外来・脳神経外科・リハビリテーション科・放射線科
東葉クリニック八日市場	匠瑛市八日市場イ16番地1	0479-73-3311	内科・消化器内科・胃腸内科・人工透析内科
檜垣内科循環器科医院	匠瑛市八日市場イ56番地3	0479-73-2552	内科・循環器科・消化器科・呼吸器科
福島医院	匠瑛市八日市場イ202番地1	0479-72-0175	内科・小児科・リウマチ科
佐藤クリニック	匠瑛市八日市場イ2735番地4	0479-73-5567	内科・小児科
小川内科	匠瑛市八日市場イ2783番地	0479-73-2658	内科・循環器科・小児科
椎名医院	匠瑛市八日市場イ2943番地	0479-72-0032	内科・小児科
石井医院	匠瑛市八日市場ハ574番地2	0479-73-2150	内科・泌尿器科
城之内医院	匠瑛市東小笹86番地	0479-72-4511	小児科・内科・皮膚科
かわて医院	匠瑛市横須賀2815番地2	0479-72-3000	小児科・内科・リハビリテーション科
さとう整形外科	匠瑛市八日市場イ49番地2	0479-73-2891	整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科
伊藤医院	匠瑛市八日市場ホ3239番地	0479-72-0261	脳神経外科・神経内科・外科・リハビリテーション科・整形外科
守医院	匠瑛市椿1268番地	0479-73-5511	外科・整形外科・内科・小児科
熱田整形外科	匠瑛市八日市場ハ791番地27	0479-72-1110	整形外科・リハビリテーション科
増田産婦人科	匠瑛市八日市場イ2837	0479-73-1100	産婦人科
鈴木医院	匠瑛市椿706	0479-72-0012	内科・産婦人科
アサヒ眼科クリニック	匠瑛市八日市場イ61番地6	0479-72-1147	眼科
眼科さとう医院	匠瑛市八日市場イ412番地14	0479-79-1116	眼科
椎の木台耳鼻咽喉科医院	匠瑛市八日市場イ2522番地	0479-72-2332	耳鼻咽喉科
九十九里ホーム病院	匠瑛市飯倉21番地	0479-72-1131	内科・呼吸器科・整形外科・形成外科・皮膚科・泌尿器科・脳神経外科・リハビリテーション科
藤田病院	匠瑛市八日市場ホ3292番地	0479-72-0308	精神科・心療内科
かしわくま内科クリニック	匠瑛市高野160番地8	0479-79-6800	内科・リウマチ科・アレルギー科
石井歯科医院	匠瑛市野手1577番地	0479-67-2126	歯科
いむら歯科クリニック	匠瑛市飯倉台5番地6	0479-79-1555	歯科
宇井歯科医院	匠瑛市八日市場ハ686番地	0479-72-0701	歯科
エイトピア歯科	匠瑛市飯倉283番地1	0479-73-7447	歯科
小高歯科医院	匠瑛市上谷中1871番地1	0479-73-5580	歯科
格心堂歯科医院	匠瑛市八日市場イ217番地3	0479-73-5582	歯科
小西歯科医院	匠瑛市飯塚920番地	0479-74-0014	歯科
渋谷歯科クリニック	匠瑛市飯高1667番地	0479-74-1000	歯科
城之内歯科医院	匠瑛市椿1268番地7	0479-73-5505	歯科
寺本歯科医院	匠瑛市八日市場口273番地	0479-72-0636	歯科
平野歯科医院	匠瑛市八日市場イ1978番地	0479-73-0200	歯科
八日市場かど歯科医院	匠瑛市飯倉台19番地24	0479-79-2418	歯科
井橋歯科医院	匠瑛市八日市場イ2489番地11	0479-79-6480	歯科
のさか歯科医院	匠瑛市今泉6441番地1	0479-67-1004	歯科
さとう歯科	匠瑛市八日市場イ49番地1	0479-85-5882	歯科
ひがた歯科医院	匠瑛市椿1267番地14	0479-79-0241	歯科
アップル歯科医院	匠瑛市今泉6450番地	0479-67-5363	歯科

## 市内薬局一覧

令和5年1月1日現在

店舗・施設・会社名	所在地	電話番号
ファーマシー薬生堂	八日市場ハ962番地5	0479-73-7277
小久保薬品	野手163番地2	0479-67-2134
毎日薬局 東店	八日市場ハ791番地11	0479-72-1290
毎日薬局 飯倉店	飯倉3番地2	0479-85-5027
平和堂薬局八日市場店	八日市場イ62番地1	0479-72-1202
有限会社松井薬局	八日市場イ2929番地	0479-72-0157
若潮薬局	若潮町8番地8	0479-73-1231
八日市場中央薬局	八日市場イ1466番地1	0479-79-1995
ヤックスドラッグ八日市場薬局	八日市場ホ92番地1	0479-79-1943
ヤックスドラッグ野栄薬局	今泉6560番地1	0479-80-6601
大洋薬局八日市場店	椿1268番地173	0479-73-6386
大洋薬局匠瑳店	八日市場ホ3280番地1	0479-70-1151
灰吹屋ビックス薬局	野手12802番地	0479-67-2133
灰吹屋薬局国道店	八日市場イ413番地2	0479-72-2311
株式会社斉藤薬局	栢田7966番地1	0479-67-5011
ウエルシア薬局匠瑳八日市場店	八日市場イ701番地1	0479-70-1780
たかしん薬局 匠瑳店	高野339番地5	0479-75-4661
ドラッグストアマツモトキヨシ八日市場店	八日市場ハ939番地1	0479-73-7555
カワチ薬局八日市場店	八日市場イ709番地1	0479-73-0630

## NTT災害用伝言ダイヤル（171）

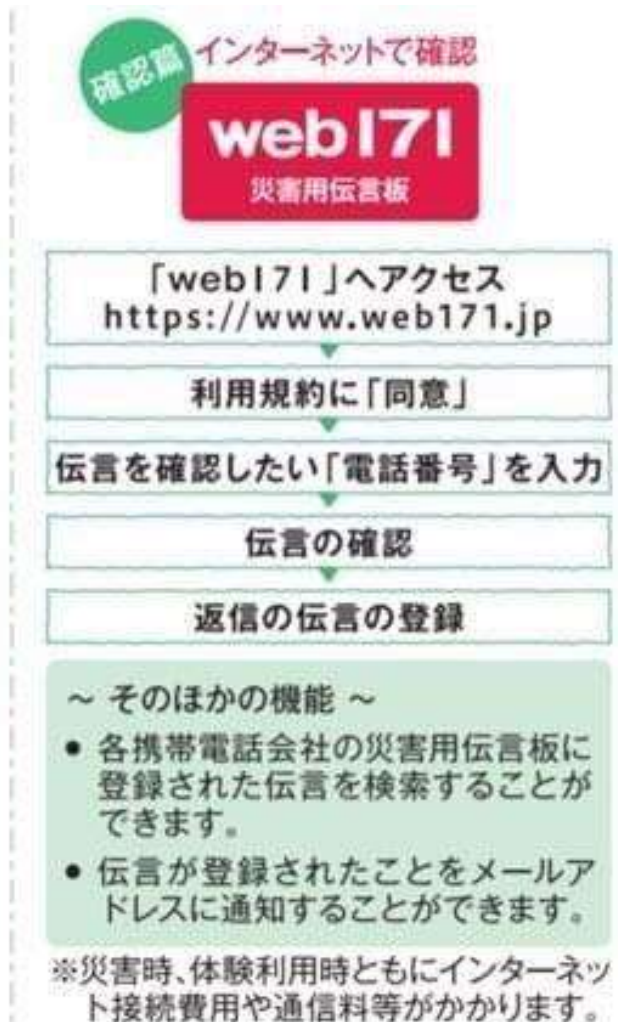
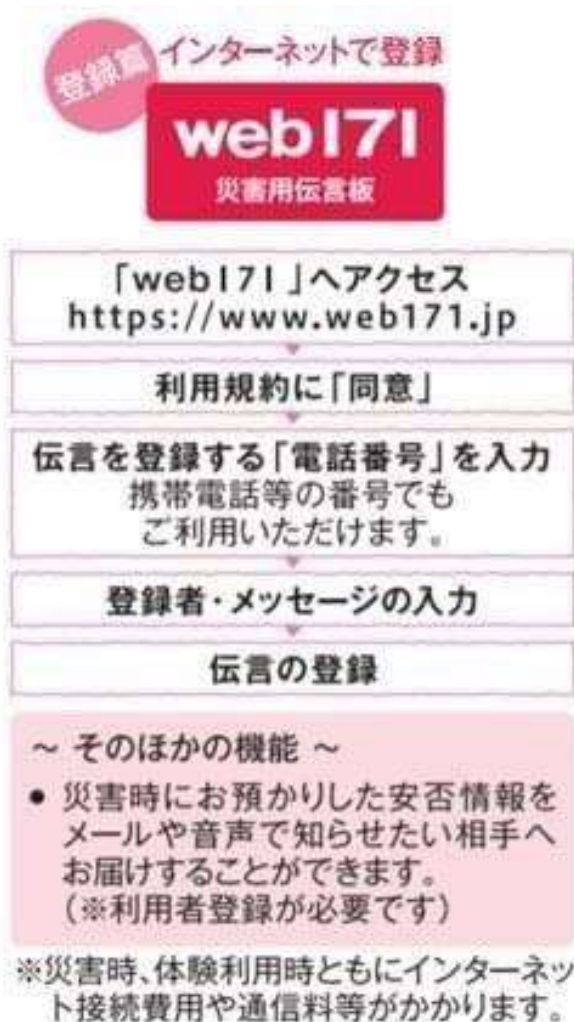
### 【災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操作手順		伝言の録音		伝言の再生	
①	171をダイヤル	<b>1 7 1</b>			
②	録音または再生を選ぶ。	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は1、再生される方は2、暗証番号を利用する録音は3、暗証番号を利用する再生は4をダイヤルして下さい。			
		(暗証番号なし)	(暗証番号あり)	(暗証番号なし)	(暗証番号あり)
		<b>1</b>	<b>3</b> [ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 <b>XXXX</b>	<b>2</b>	<b>4</b> [ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 <b>XXXX</b>
③	被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地域の方はご自宅の電話番号を、または、連絡を取りたい被災地域の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい <b>0 XX XX XX XX</b>			
<b>伝言ダイヤルセンターに接続します。</b>					
④	メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 電話番号XXXXXXXX (暗証番号XXXX) の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおして下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。		[ガイダンス] 電話番号XXXXXXXXの伝言をお伝えします。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおして下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。	
		ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	<b>1</b>	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	<b>1</b>
		[ガイダンス] 伝言をお預かりします。トーンという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら電話をお切り下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。トーンという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら数字の9を押して下さい。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返すときは数字の8を、次の伝言に移る時は数字の9を押して下さい。
		伝言の録音		伝言の再生	
(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	録音終了後 <b>9</b> [ガイダンス] 伝言を繰返します。訂正されるときは数字の8を押して下さい。再生が不要な方は9を押して下さい。 録音した伝言内容を確認する。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。電話をお切り下さい。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加し録音されるときは数字の3を押して下さい。  (ガイダンスが流れるまでお待ちください)		
[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。		[ガイダンス] 電話をお切り下さい。			
⑤	終了	自動で終話します。			

**覚えてください、災害時の声の伝言板 災害用伝言ダイヤル(171)**

【災害用伝言板（web171）の登録及び確認方法】





## 気象庁観測所一覧表

令和4年12月1日現在

### 気象官署

官署名	所在地
銚子地方气象台	銚子市川口町2-6431（銚子港湾合同庁舎）
成田航空地方气象台	成田市古込字込前133

### 特別地域気象観測所

観測所名	所在地
千葉	千葉市中央区中央港1-12-2
館山	館山市長須賀76-1
勝浦	勝浦市墨名708-1

### 地域気象観測所

観測所名	所在地
香取	香取市大根
横芝光	山武郡横芝光町宮川
茂原	茂原市高師
牛久	市原市米沢
我孫子	我孫子市新木野
船橋	船橋市薬円台
佐倉	佐倉市角来字屋敷前
木更津	木更津市請西南
鴨川	鴨川市横渚
坂畑	君津市坂畑

### 地域雨量観測所

観測所名	所在地
鋸南	安房郡鋸南町大六
大多喜	夷隅郡大多喜町松尾
東庄	香取郡東庄町小南

警報・注意報発表基準一覧表

令和4年12月1日現在

発表官署 銚子地方気象台

匝瑳市	府県予報区		千葉県		
	一次細分区域		北東部		
	市町村等をまとめた地域		香取・海匝		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	18	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	137	
	洪水		流域雨量指数基準	借当川流域=11.1	
			複合基準※ <sup>1</sup>	-	
			指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風		平均風速	陸上	20m/s
				海上	25m/s
	暴風雪		平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
				海上	25m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm	
	波浪		有義波高	6.0m	
高潮		潮位	1.5m		
注意報	大雨		表面雨量指数基準	13	
			土壌雨量指数基準	97	
	洪水		流域雨量指数基準	借当川流域=8.8	
			複合基準※ <sup>1</sup>	-	
			指定河川洪水予報による基準	-	
	強風		平均風速	陸上	13m/s
				海上	15m/s
	風雪		平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う
				海上	15m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm	
	波浪		有義波高	2.5m	
	高潮		潮位	1.0m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
濃霧		視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%				
なだれ					
低温	夏季(最低気温)：銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季(最低気温)：銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下				
霜	晩霜期に最低気温4℃以下				
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm		

※<sup>1</sup> (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。